

## 第38節 工業用水道施設応急対策

### 1 計画の方針

工業用水道の給水先には、社会・経済に不可欠な石油化学、石油精製、鉄鋼、金属等の産業のほか、市民生活に直接結びついているライフラインの電力等も含まれている。これらの産業の生産中断は、地域経済のみならず直接市民生活にも多大な影響をもたらす。

復旧に当たっては、被害状況を把握して二次災害の防止を最優先とし、次に生産用水確保に向けて、順次施設を復旧することとする。

### 2 業務の内容

#### (1) 活動体制の確立

風水害発生後直ちに、あらかじめ定めた基準等により職員を動員するとともに、必要に応じて災害対策組織等を設置して、活動体制を確立する。

#### (2) 被害状況の把握

風水害発生後速やかに、パトロールの実施等により情報収集を行い、施設の運転状況及び被害状況を的確に把握する。

#### (3) 応急措置

被害状況の把握により、応急措置が必要と判断される場合は、直ちに給水停止等の適切な措置を講じ、被害の拡大防止を最優先に図る。

#### (4) 利用者等への連絡

##### ア 受水企業への連絡

施設が被災した場合、受水企業に被害の種類、程度、復旧見込み、送水継続の可否等を速やかに連絡する。

##### イ 一般住民への広報

一般住民にも被害が及ぶことが予想される時は、広報車等により付近住民に周知し、二次災害の防止に努める。

#### (5) 復旧対策

復旧は、本復旧を原則とするが、本復旧に長時間要する場合は、急を要するものから仮復旧を行う。

埋設管路等は道路に電気、ガス、上水道関係と一緒に配管されている場合が多いため、復旧計画の策定に当たり、これらの機関とも調整を図りながら決定する。

### 3 事業者間の相互協力

各事業者は、それぞれの応急対策を第1に行う必要があるが、可能な範囲で他の事業者と情報交換を行い、甚大な被害が発生したことにより他からの支援を求める事業者がある時は、相互に協力して早期復旧に努める。



## 第39節 危険物施設等応急対策

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

##### ア 事業者等の責務

風水害による被害を最小限に止めるとともに、施設の従業員並びに周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所と協力して被害の拡大防止を図る。

##### イ 消防機関等の責務

風水害による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等の協力を得て被害の拡大防止を図る。

##### ウ 胎内市の責務

危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示等を行う。

##### エ 新潟県の責務

風水害による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、胎内市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

##### オ 達成目標

風水害による被害を最小限に止め、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、有害物質取扱施設、放射性物質使用施設等の損傷による二次災害を防止する。

#### (2) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者の避難等を実施する。

### 2 情報の流れ

#### (1) 被災地から

##### ア 危険物施設

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
災害発生事業所		消防機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害拡大見込等
消防機関		新潟県 胎内市 警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
新潟県		防災関係機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

##### イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
災害発生事業所	新潟県 消防機関 胎内市 警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
新潟県	防災関係機関 ・関東東北産業保安監督部東北支部 ・北陸地方整備局等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

(2) 被災地へ

ア 危険物施設

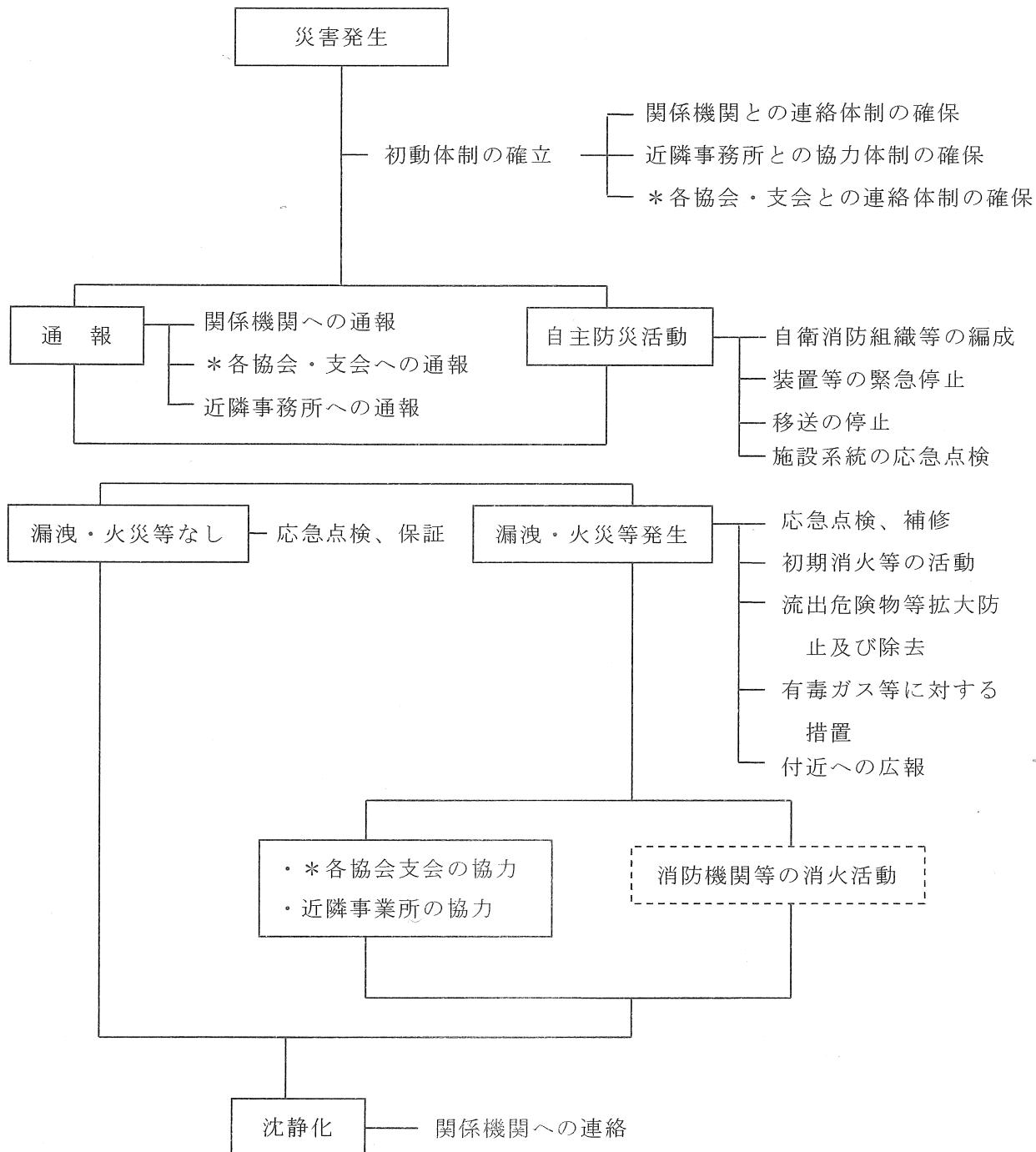
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
防災関係機関	新潟県	防災資機材の調達可能量等
新潟県	消防機関 胎内市	・関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況、緊急消防援助隊の派遣状況等 ・災害広報及び避難誘導の要請
消防機関	災害発生事業所	関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

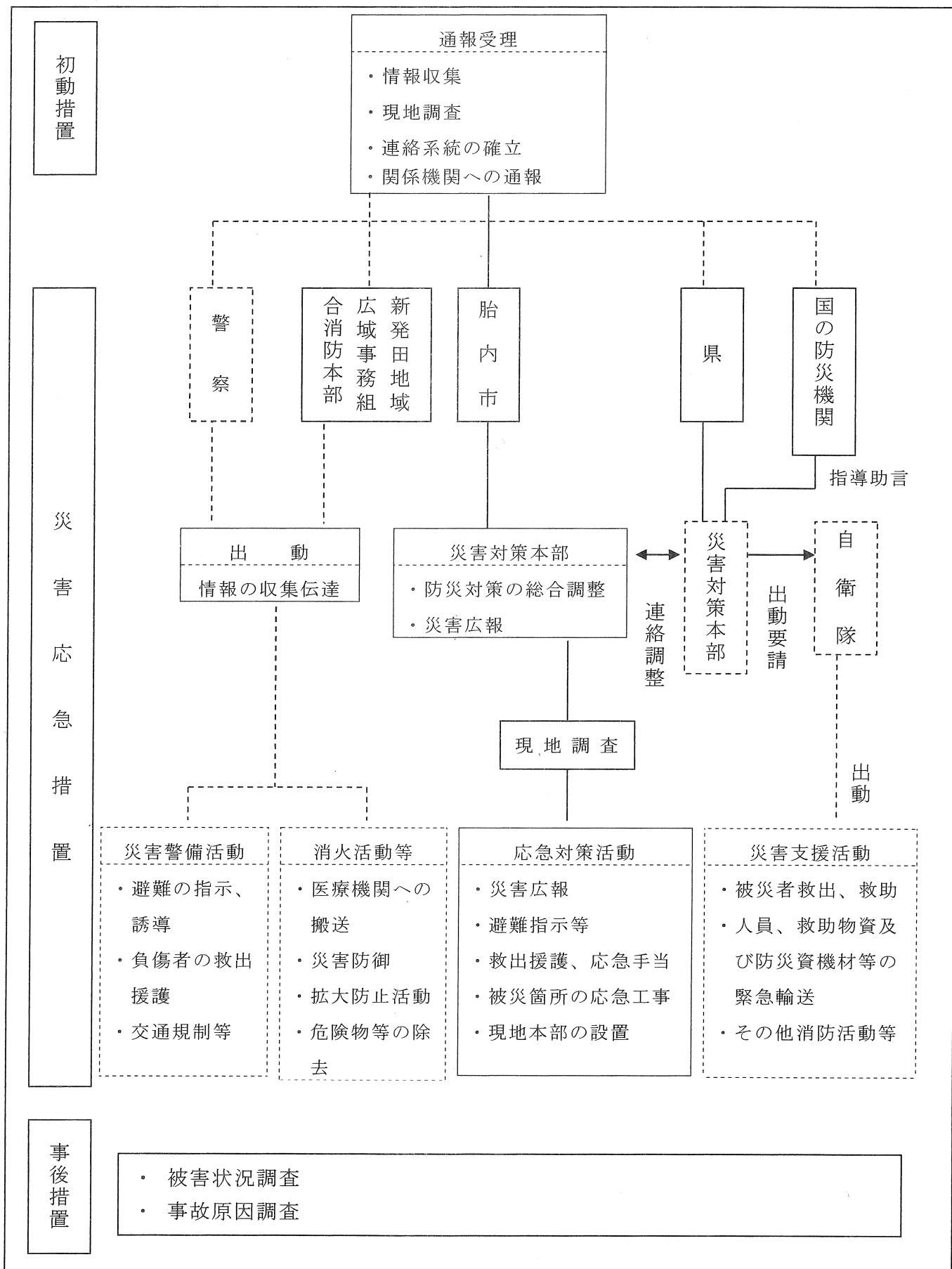
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
防災関係機関	新潟県	防災資機材の調達可能量等
新潟県	胎内市 災害発生事業所	・災害広報及び避難誘導の要請 ・関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

### 3 業務の体系

#### (1) 事業所における業務の体系 (\*は高圧ガスのみ)



(2) 国、県及び胎内市



#### 4 業務の内容

##### (1) 風水害発生時の共通の応急対応

実施主体	対 策
事業所	<p>① 風水害発生時には直ちに応急点検を実施する。</p> <p>② 風水害により被害を受けた場合、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。</p> <p>③ 風水害により被害を受けた場合、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。</p> <p>④ 危険物等施設の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。</p> <p>⑤ 危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。ただし、河川内の油処理剤の使用については、利水などへの影響を考慮して留意する。(油処理剤は油を乳化させるもので分解あるいは吸着するものではないため)</p>
新潟県	・消防機関等から被害状況を把握し、防災関係機関等と連絡調整を行い、胎内市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。
胎内市	・危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示等を行う。
消防機関	・事業所等の被害状況を把握し、新潟県等の関係機関に通報するとともに、災害拡大防止のために防ぎよ活動を実施する。

##### (2) 風水害発生時の個別対応

実施主体	対 策
火薬類取扱事業所	・火薬類取扱事業所は、災害により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを安全地域に移し、見張人をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する等安全な措置を講ずる。
高圧ガス取扱事業所	・高圧ガス施設、設備、販売施設等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、県等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所は、この他に販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行う。
有害物質取扱事業者	・有害物質取扱施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出、地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、検討への通報、周辺住民への避難指示、被害状況調査を行う。

放射性物質使用施設等の管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。</li> <li>放射線あるいは放射線同位元素の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射線同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張り人を置き、関係者以外の者の立入りを禁止する。</li> </ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事が許可した危険物施設等について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。</li> <li>毒物劇物保管施設について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物保管施設の管理者等に対し、毒物劇物の回収又は毒性の除去等の必要な措置を講ずることを命じる。</li> <li>有害物質取扱施設等について、人の健康を保護することに支障が生ずるおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。</li> </ul>
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物施設について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。</li> </ul>
高圧ガス 関係協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>高圧ガス取扱事業所等の被害情報収集、整理及び防災機関、高圧ガス取扱事業所等からの応援要請に対応する。</li> </ul>

### (3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応

実施主体	対策
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は、速やかに胎内市又は消防機関、警察、海上保安機関等の関係機関に通報連絡する。</li> </ul>
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と密接な連絡を保つとともに、防除対策を迅速、的確に実施する。</li> </ul>
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。</li> </ul>
第九管区海上 保安本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物等積載船舶に対する移動命令、又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導並びに付近船舶等に対する火気使用の制限、避難指示等を行う。</li> </ul>
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置を講ずる。</li> <li>飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。</li> </ul>
国及び新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者等に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。対象となる飲料水が市町村所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者に直ちに連絡し、取水制限</li> </ul>

	<p>等の措置を要請する。</p> <p>・有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び環境保全の観点から必要に応じ環境モニタリング調査を実施する。</p>
--	--

(4) 住民等に対する広報対応

実施主体	対策
事業所	・地域住民の安全を確保するため、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。
胎内市(総務対策部)及び消防機関	・災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などについて、広報車及び防災行政無線等により広報するとともに、県及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。
新潟県	・関係機関と連絡を密にして、災害の状況、避難の必要性等について広報するとともに、ラジオ・テレビ放送等の報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。
第九管区海上保安本部	・危険物等施設で災害が発生し、付近の船舶等に対し危険が及ぶおそれがある場合は、巡視船艇等により火気使用の禁止、船舶交通の制限又は禁止等を周知する。



## 第40節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送などその意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体は、施設の被害状況の把握および応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

### 2 情報の流れ

#### (1) 被災地から

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
道路パトロール		道路管理者	
地域の民間団体等		道路管理者	被害の場所、状況、集落孤立等の社会的影响など
道路管理者（地域）		同左（対策本部）	

#### (2) 被災地へ

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
道路管理者（対策本部）		同左（地域）	道路管理者間の連絡情報等
道路管理者		関係機関	被災状況、復旧見込み
道路管理者		地域住民	道路情報

### 3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

風水害の発生

- 被災状況の把握
- ↓
- 通行規制等の緊急措置および道路情報の周知
- ↓
- 施設の緊急点検
- ↓
- 道路啓開と応急復旧および道路情報の周知

### 4 道路の応急対策内容

#### (1) 被災状況の把握

道路管理者である東日本高速道路株式会社（および独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構）、国土交通省、新潟県、胎内市地域整備対策部は直ちに道路パトロールを実施するほか、災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等はもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。

特に緊急輸送道路に指定された路線は最優先に情報収集することとする。

(2) 通行規制等の緊急措置および道路情報の周知

ア 通行規制等の緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において県警察本部および関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また関係機関と調整し迂回路の選定、その他誘導等の措置により道路機能の確保に努める。

胎内市においては地域整備対策部が胎内警察署と協力してこれを行うものとする。

イ 道路情報の周知

(財)日本道路交通情報センターとマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(3) 施設の緊急点検

橋梁やトンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間（土砂崩壊・落石等の危険箇所）の緊急点検を行う。

胎内市の管理する道路施設については、地域整備対策部が対応するものとする。

(4) 道路啓開と応急復旧および道路情報の周知

ア 道路啓開

(ア) 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。

(イ) 関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。

(ウ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両等の移動を行う。

(エ) 道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。

(オ) 道路上の障害物の除去について、道路管理者と警察、消防機関、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

イ 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路の機能回復を優先に迅速に実施する。また集落孤立の解消など施設の重要性にも十分配慮し取り組む。

ウ 道路情報の周知

(財)日本道路交通情報センターとマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(5) 道路占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者に通報するとともに、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。

また、道路管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

#### (6) 基幹農道・主要林道の応急対策計画

胎内市の基幹農道・主要林道に関しては、農林水産対策部が、各々の農道・林道の被害状況、障害物等を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧及び障害物の除去を行い、交通の確保に努める

### 5 住民に対する広報

広報活動の内容は、概ね次の事項について行う。

- (1) 所管施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）
- (2) 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるのに必要な事項
- (3) 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項
- (4) その他本部の活動に関して広報を行う必要がある事項

上記内容の広報活動は、広報車及びチラシ掲示板等により広報するとともに、ラジオ、テレビ等放送媒体及び新聞等の広報機関の協力を得て周知を図る。

### 6 積雪期の対応

#### (1) 被災状況の把握及び施設点検

施設の被害状況が通常の場合と比較して、雪の下や凍結で十分に点検できないことも想定されるので、事前に調査した危険箇所等を考慮して、効率的な現場点検を行い、速やかに被災状況を報告する。

#### (2) 緊急措置及び応急復旧

積雪期においては、雪崩の発生及びそれによる河川の堰止めとその後の決壊による下流への被害など特有の被害が想定されるため、被災状況、気象情報等を十分把握し的確かつ迅速な緊急措置及び応急復旧活動を実施する。

### 7 国、県、他の市町村との相互協力

- (1) 胎内市は、災害により道路が倒壊した場合は、必要な交通の確保のため、国、新潟県と道路復旧についての情報交換を行い、災害時の道路情報を共有するとともに、必要に応じて、道路復旧に必要な資機材の確保等で協力し合うよう努力するものとする。
- (2) 胎内市は、周辺市町村と緊急輸送道路の応急復旧に合わせた道路の応急復旧が行われるよう情報交換等を緊密に行うものとする。
- (3) 胎内市は、鉄道事業者等と道路の応急復旧に合わせた施設の応急復旧が行われるよう情報交換等を緊密に行うものとする。



## 第41節 漁港施設の応急対策

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

##### ア 各主体の責務

###### (ア) 市民・企業等の責務

漁港施設の被災を発見したときは、遅滞なく新潟県、胎内市、消防機関、警察機関へ通報する。

###### (イ) 胎内市の責務

漁港施設の被災の通報を市民・企業等から受けたとき又はパトロール等により漁港施設の被災を発見したときは、新潟県へ通報する。

###### (ウ) 新潟県の責務

新潟県が管理する漁港施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関の協力を得て迅速、的確な応急対策を実施する。

##### イ 活動調整

新潟県災害対策本部（生活基盤対策部）、北陸地方整備局港湾空港部、第九管区海上保安本部

##### ウ 達成目標

速やかに被災害要調査を行い、必要に応じて応急対策工事に着手する。

#### (2) 積雪期の対応

ア 新潟県は、積雪期においては雪が障害となり、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、無積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておくものとする。

### 2 情報の流れ

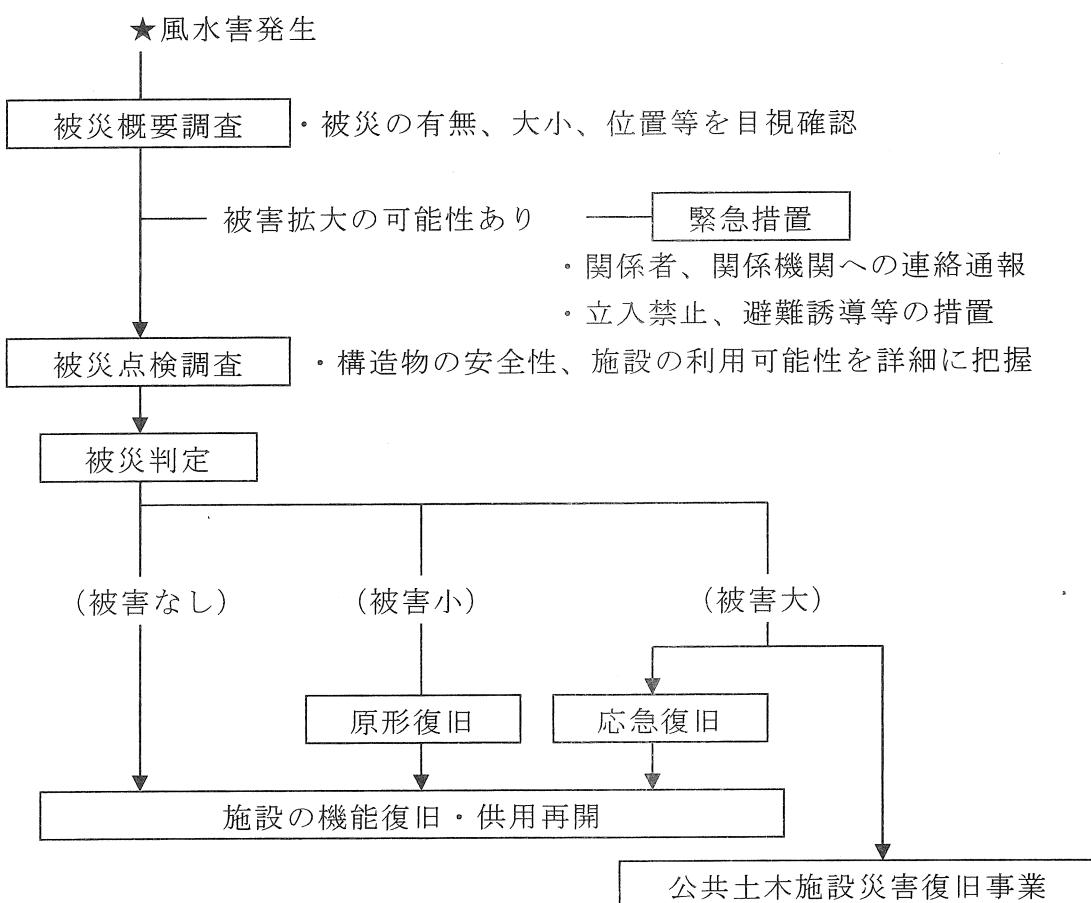
#### (1) 被災地から

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
市民、消防、警察		胎内市、新潟県	被災施設の情報
胎内市		新潟県	被災施設の情報
新潟県		各協会	応援要請

#### (2) 被災地へ

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
新潟県		胎内市	応急対策情報、復旧進捗情報
新潟県、胎内市		市民	応急対策情報、復旧進捗情報

### 3 業務の体系



### 4 業務の内容

#### (1) 災害の未然防止

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に避難に対する勧告、指示避難指示等及び避難誘導を実施する。</li> </ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高潮や風浪により被害が発生するおそれがある場合、過去に高潮、風浪による被害が生じた箇所等の危険箇所について、パトロール及び施設の緊急点検を実施する。</li> <li>・パトロール及び緊急点検で被災する恐れがある箇所を発見した場合は、人的被害の発生を防止するため立入禁止等必要な措置を実施する。また、必要に応じて応急措置を実施する。</li> </ul>

#### (2) 被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対 策
新潟県	<p>1 人的被害発生防止のための対策の実施</p> <p>パトロール及び緊急点検で、施設の異状や被災が確認された場合、被災箇所については、波浪等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じやすいため、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。</p>

	<p>2 緊急措置の実施</p> <p>被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。</p> <p>3 被災箇所の巡視等危険防止のための監視</p> <p>被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。</p>
--	---

(3) 障害物の処理

実施主体	対 策
新潟県	・漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、新潟県災害対策本部に報告するとともに、障害物除去等を実施する。

(4) 応急復旧

実施主体	対 策
新潟県	・施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

(5) 施設利用者及び住民に対する広報

実施主体	対 策
新潟県	・被災した施設は、気象海象状況等により被害が拡大する恐れがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民、及び胎内市へ周知する。 ・被災した施設の緊急措置、応急復旧状況、及び復旧の見通しについて施設利用者、周辺住民、及び胎内市に周知する。



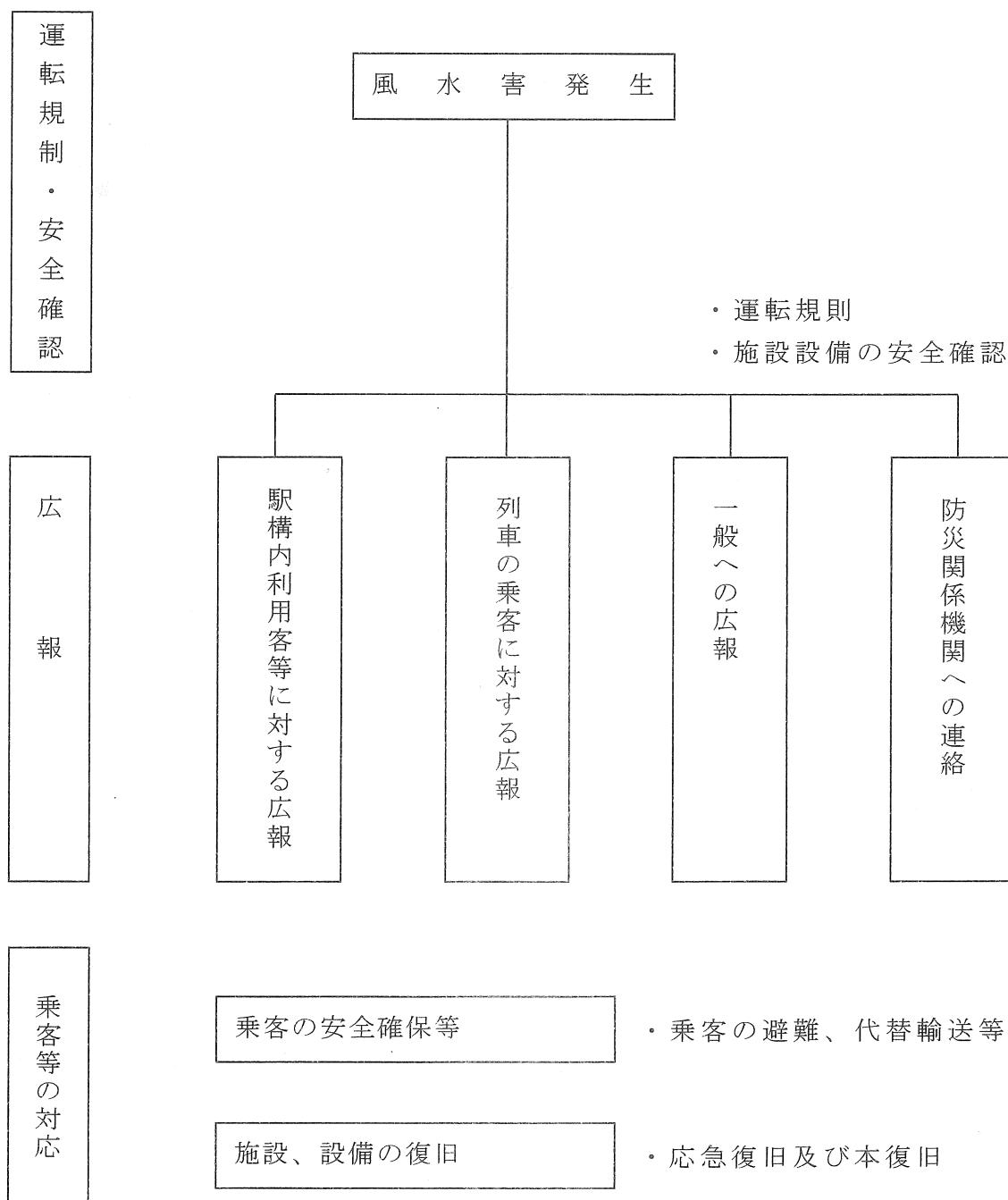
## 第42節 鉄道事業者の応急対策

### 1 計画の方針

#### 基本方針

JR東日本、JR貨物、(以下、各鉄道事業者)は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努めるものとする。

### 2 業務の体系

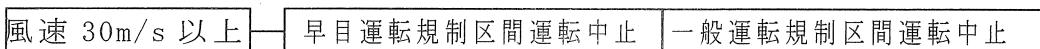
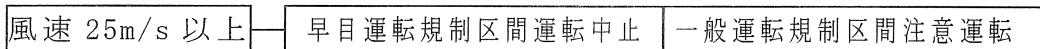
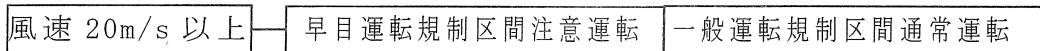


### 3 業務の内容

#### (1) 運転規制

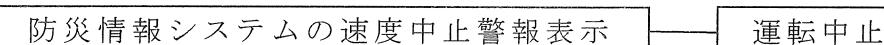
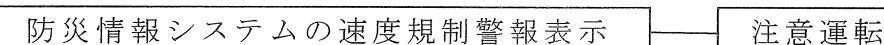
風水害発生時には、あらかじめ定めた運転基準、運転規制区間に基づき、その強度により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

##### ア 強風の取扱い

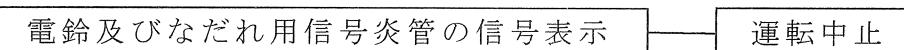


##### イ 豪雨の取扱い

雨量(時間雨量、連続雨量)、河川水位により、運転規制区間毎の運転基準を定める。



##### ウ なだれ発生時の取扱い



#### (2) 旅客等に対する広報

##### ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動搖、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

###### (ア) 災害の規模

###### (イ) 被害範囲

###### (ウ) 被害の状況

###### (エ) 不通線区

###### (オ) 開通の見込み等

##### イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動搖及び混乱の防止に努める。

###### (ア) 停車地点と理由

###### (イ) 災害の規模

###### (ウ) 被害の状況

###### (エ) 運転再開の見込み

(オ) 避難の有無・方法等

ウ 駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

(3) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報し、連絡を受けた運転指令は新潟県、胎内市、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送

イ迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(6) 住民に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、地域型放送手段（有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局、コミュニティーフィルム局）がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

(7) 新潟県への報告

各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに新潟県へ報告する。

[情報収集・伝達先]

鉄道事業者		勤務時間内	勤務時間外	FAX
JR東日本新潟支社	総務部企画室 運輸部輸送課指令室	025-248-5104	025-248-5165	時間内 025-248-5112 時間外 025-248-5166
中条駅		0254-43-2111		
JR東日本長野支社	総務課広報室 輸送課指令室	026-224-5304	026-227-7559	時間内 026-226-9749 時間外 026-224-6236
JR貨物新潟支店	新潟支店	025-248-5151	025-247-0522	時間内 025-248-5152 時間外 025-247-0516
新潟県関係課		勤務時間内	勤務時間外	FAX
新潟県港湾空港交通局	交通政策課	025-285-5511 内線3591~3594	025-280-5109	025-280-5089
新潟県防災局	危機対策課	025-285-5511 内線2251、2252、 2261	025-285-5511 警備員経由	025-281-2979
新潟県警察本部警備部	警備第二課	025-285-0110 内線5771~5773	025-285-0110 内線2070,2071	昼 025-284-8939 夜 025-281-3915

## 第43節 土砂災害・斜面災害応急対策

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

##### ア 市民の責務

土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という）を確認した時は、遅滞なく胎内市長、警察官等へ連絡する。

##### イ 胎内市の責務

住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、新潟県へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示等及び避難誘導等を実施する。

##### ウ 新潟県の責務

新潟県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、胎内市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

##### エ 達成目標

すみやかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

#### (2) 要配慮者に対する配慮

ア 胎内市は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶ恐れがある場合は、地域の自主防災組織に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

イ 新潟県は、必要な情報を伝達するなど、胎内市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

#### (3) 積雪地域での対応

ア 胎内市は、地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

イ 新潟県は、必要な情報を伝達するなど、胎内市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

### 2 情報の流れ

#### (1) 被災地から

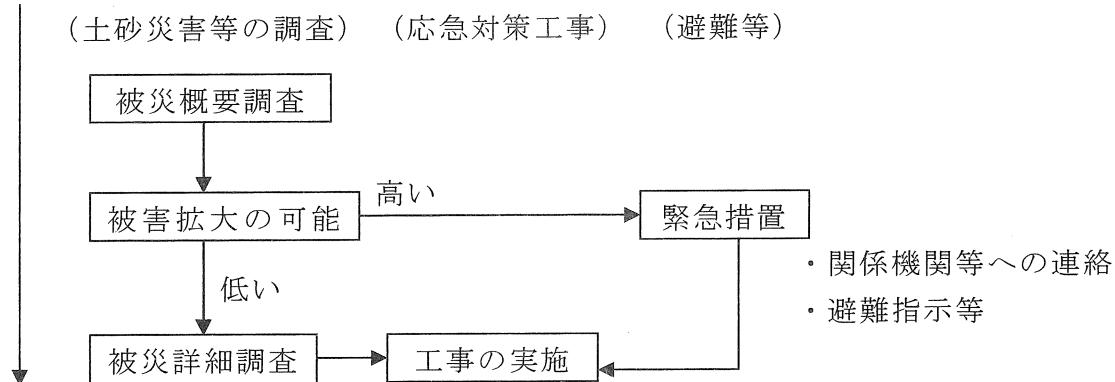
情報発信者→情報受信者	主な情報内容	
市民、警察	胎内市	被害情報、危険箇所等の情報
胎内市	新潟県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
新潟県・胎内市	企業等	調査・応急対策工事指示
新潟県	林野庁 北陸農政局 北陸地方整備局	被害情報 危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
新潟県	胎内市	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況
胎内市	市民、警察	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難指示等

3 業務の体系

☆土砂災害等の発生



4 業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

実施主体	対 策
胎内市	・被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。
胎内市、新潟県	・土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。 ・被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視する。 ・被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。
新潟県	・被災概要調査結果及び状況の推移を胎内市を含めた関係機関等に連絡する。

(2) 応急対策工事の実施

実施主体	対 策
胎内市、新潟県	<ul style="list-style-type: none"><li>・被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。</li><li>・ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。</li></ul>

(3) 避難指示等の実施

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"><li>・被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高い、と考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。</li><li>・異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。</li></ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"><li>・迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるように、胎内市へ概要調査結果の報告や土砂災害に関する防災情報を提供する。</li></ul>



## 第44節 河川・海岸施設応急対策

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

##### ア 市民の責務

河川・海岸施設の被災を確認した時は、遅滞なく新潟県、胎内市、消防機関、県警察へ連絡する。

##### イ 胎内市の責務

住民等から河川・海岸施設の被災の通報を受けた時及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認した時は、新潟県へ連絡する。

また、施設の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民の安全を確保するため、避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

##### ウ 新潟県・国の責務

新潟県・国は、風水害による河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るために応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施するものとする。

##### エ 達成目標

被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から24時間以内に応急工事着手するものとする。

#### (2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の利用が想定される施設の応急対策にあたっては、利用に配慮した対応を行う。

要配慮者が利用する施設等に係る施設、地域にあっては、避難、救助その他被害を防止するための警戒避難体制が的確に図られるよう、情報の収集・伝達に特に配慮するものとする。

#### (3) 積雪地域での対応

河川管理者及び海岸管理者は、融雪出水や冬季風浪に備え、自らの管理する施設の点検を行い、所定の機能を確保していることを確認する。

また、積雪期間の災害復旧作業は、十分に安全確保に努めるものとし、危険箇所については、胎内市及び関係機関を通じ周辺住民に周知すると共に、立ち入り禁止柵を設けるなどの措置を講じるものとする。

## 2 情報の流れ

### (1) 被災地から

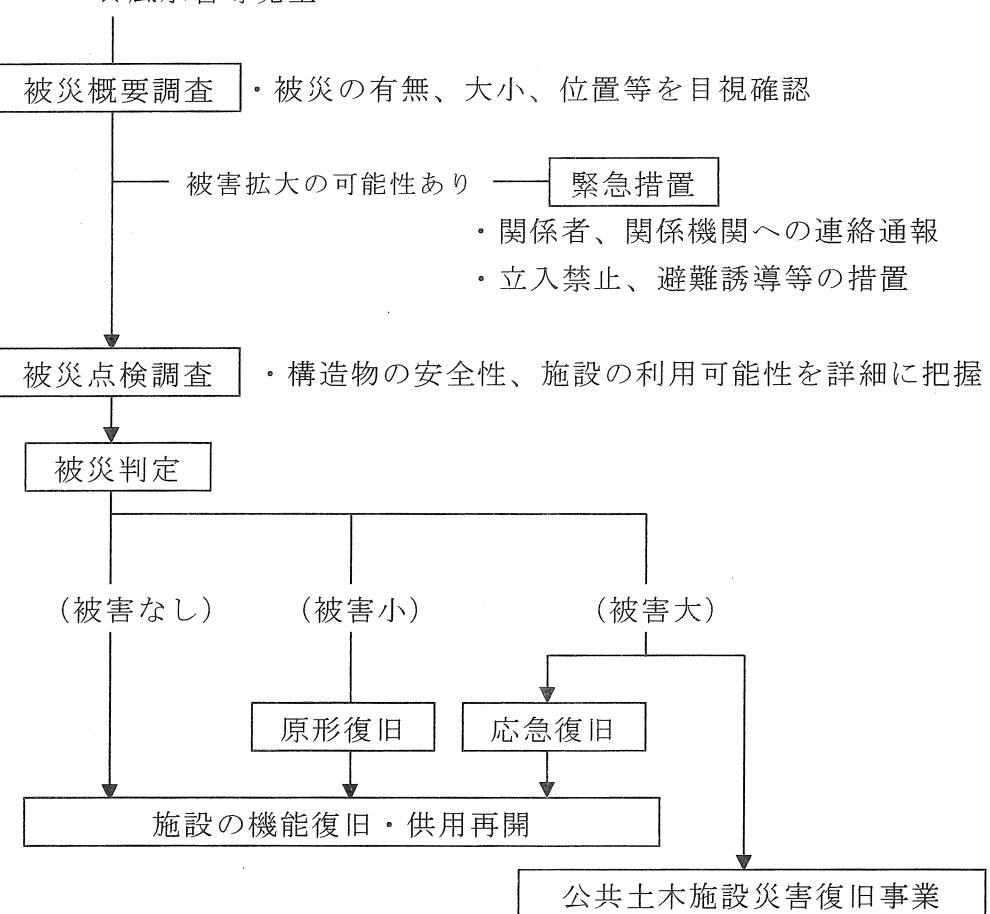
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
住民、警察、消防	胎内市	施設被災の通報
胎内市	新潟県	詳細な施設被災情報
新潟県	協定先企業	被災点検、応急対策調査及び応急工事指示
	国	被害情報、洪水予報・水防警報、水防活動状況、緊急復旧情報、水位観測所の水位と堤防高等の関係、代表地点雨量、破堤した場合の被害想定、破堤箇所、水位標高等

### (2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
新潟県	胎内市、警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告
胎内市	住民、警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告 避難指示等の発令

## 3 業務の体系役割

☆風水害等発生



#### 4 業務の内容

##### (1) 災害の未然防止

実施主体	対 策
胎内市 (地域整備対策部)	<ul style="list-style-type: none"><li>施設の被災等により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示等及び避難誘導等を実施する。</li></ul>
新潟県、北陸 地方整備局	<ul style="list-style-type: none"><li>降雨等により河川水位が上昇し、警戒水位を超えるおそれがある場合、下記の点検、巡視を行う。<ul style="list-style-type: none"><li>○河川水位が警戒水位に近づいている箇所（土木部、農地部）</li><li>○過去に洪水被害が生じた箇所（土木部、農地部）</li><li>○地形地質上脆弱な箇所（土木部、農地部）</li><li>○土地利用上からの弱堤箇所（土木部）</li><li>○二次災害防止の観点からの低標高箇所（土木部、農地部）</li><li>○主要河川構造物の設置箇所（土木部、農地部）</li></ul></li><li>高潮や風浪により被害の発生するおそれがある場合、下記の点検、巡視を行う。<ul style="list-style-type: none"><li>○過去に高潮、波浪による被害が生じた箇所</li><li>○地形地質上の弱堤箇所</li><li>○土地利用上からの弱堤箇所</li><li>○二次災害防止の観点からの低標高箇所</li><li>○主要海岸保全施設設置箇所</li></ul></li><li>点検、巡視により異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施する。</li><li>危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。</li><li>施設の被災等により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに胎内市、消防機関、県警察等へ通報する。</li></ul>

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対 策
新潟県、北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"><li>・点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、必要な応急措置を実施する。</li><li>・河川管理施設及び許可工作物</li></ul> <p>ア 住民の安全確保</p> <p>　浸水被害が発生し、その被害が拡大するおそれのある地域に対しては、その原因となる箇所の安全対策を講じるとともに、危険箇所は立ち入り禁止等必要な措置を実施する。また、必要な場合、関係各機関への通報、報道機関を通じて住民へ周知を図る等の対策を講じる。</p> <p>イ 被災箇所の応急措置</p> <p>　堤防等の河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の被災は、重大な災害につながるおそれがあるため、被災状況に応じた応急対策を実施する。</p> <p>ウ 低標高地域での浸水対策</p> <p>　低標高地域では、浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の傷害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。</p> <p>エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言</p> <p>　許可工作物の損傷の復旧などについては、被災地の早急な復旧・復興を期すため、施設占用者に適切な指導及び助言を行う。</p> <p>　頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、当該施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うと共に河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。</p> <p>オ 油や危険物等の流出時の措置</p> <p>　油や危険物等が河川へ流出した場合は、二次的な被害を防止するため、下流住民への情報提供や汚染の拡大を防止するための対策を実施する。</p> <p>カ 倒木や流木等の処理</p> <p>　倒木や流木等により河積阻害を生じている箇所については、速やかにその除去に努める。</p>

実施主体	対 策
新潟県、北陸地方整備局	<p>キ 被災箇所の監視 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。</p> <p>ク その他河川管理に関する事項の調整 災害発生時は応急対策または復旧活動等に伴う多種多様な河川区域の要請が予測されるため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、出来る限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム施設</li> </ul> <p>ア 被災箇所の応急措置 施設の被災は、被災状況に応じた応急対策を実施する。</p> <p>イ 放流時の措置 放流を行う場合は、関係機関への通知及び一般への周知を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸保全施設</li> </ul> <p>ア 住民の安全確保 被災箇所については、波浪等の影響で施設そのものの損傷拡大や予想外の被害が生じやすいことから、人的被害の発生を防止するため立ち入り禁止措置を講じる。</p> <p>イ 海岸保全施設の応急措置 海岸保全施設が被災した場合は、被害拡大及び二次災害の発生を防止するため、応急対策を講じる。</p> <p>ウ 低標高地域の浸水対策 低標高地域では、浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプ等を利用した浸水対策を実施する</p> <p>エ 被災箇所の監視 被災箇所やその兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。</p> <p>オ その他海岸保全施設の管理に関する事項調整 海岸保全施設においては、波浪等を原因とした海難事故や漂流物等の処理に関する問題が予想されるため、新潟県は海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。</p>

(3) 応急復旧

実施主体	対 策
胎内市 (地域整備対策部)	・各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。
新潟県、北陸地方整備局	・各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の確保等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。

(4) 住民に対する広報等

実施主体	対 策
胎内市 (総務対策部)	・各施設の管理者から施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、住民へ逐次連絡する。 ・気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、住民、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。 ・被災した施設の被害規模が拡大し、住民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、避難指示等を発令する。
新潟県、北陸地方整備局	・気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、各施設の管理者は、施設被害の規模と状況の推移を関係市町村や県警察、消防機関等へ逐次連絡する。 ・各施設の管理者は、被災箇所の応急工事の状況についても関係市町村や県警察、消防機関等へ逐次連絡する。

## 第45節 農地・農業用施設等の応急対策

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

##### ア 各主体の責務

###### (ア) 胎内市の責務

農林水産対策部被害調査班は、気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況を把握し、農林水産対策部被害対策班は、応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

###### (イ) 新潟県の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたるとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

また、新潟県及び他市町村職員の応援派遣等により胎内市を支援する。

###### (ウ) 土地改良区・施設管理者等の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたるとともに、胎内市等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

##### イ 活動調整

新潟県災害対策本部、胎内市災害対策本部

##### ウ 達成目標

###### (ア) 各施設管理者は、平時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備を行う。

###### (イ) ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の施設管理者は、ラジオ、テレビ等で気象等に関する注意報及び警報等の情報を得たときには、当該情報の内容に応じて概ね1時間以内に警戒配備につく。

\* 当該情報の内容に応じてとは、時間雨量20mm以上または連続雨量80mm以上の降雨があり、かつ継続している場合。

\* 国営造成県管理施設の管理者は、大雨に関する注意報又は警報が発せられ、豪雨となるおそれがあるとき、または洪水発生のおそれがある場合

###### (ウ) 警戒配備についたときには、その解除に至るまでの間の気象、水象、作業状況及び点検結果について3時間ごとに報告する。

###### (エ) 避難指示等解除後3日以内に被災概要調査、点検調査を行うとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講ずる。

###### (オ) 緊急的に機能回復を行う必要のある施設等においては、災害発生後速やかに応急復旧を行う。

##### エ 災害発生の未然防止活動

###### (ア) 施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行う。

- (1) 施設管理者は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。また、その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を胎内市及び警察署に通知するとともに住民に周知させる。
- (2) 危険箇所についての住民避難（胎内市）  
緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

## 2 情報の流れ

- (1) 被災地から

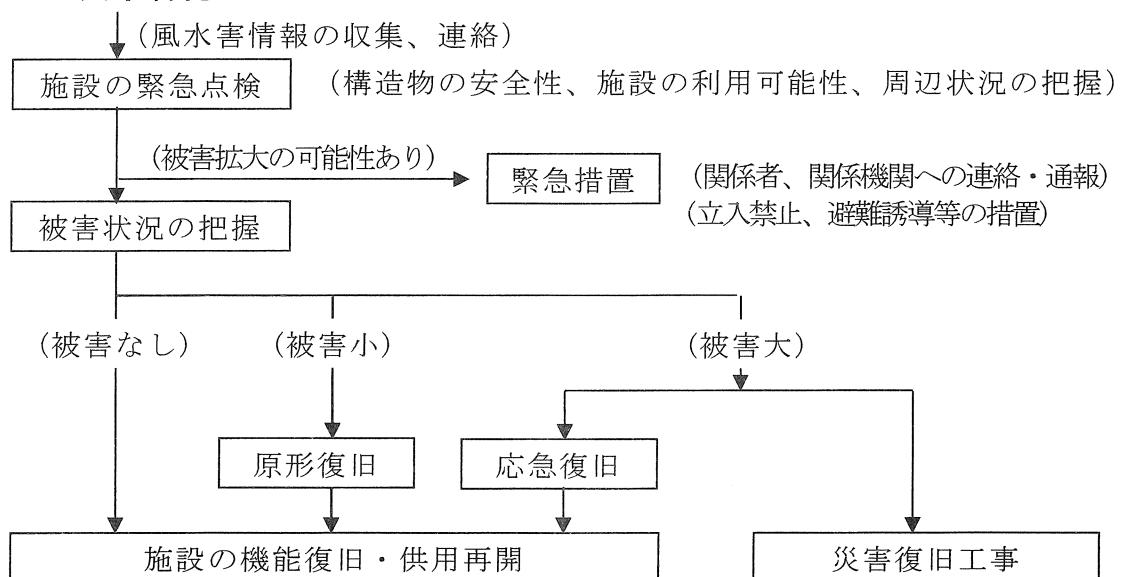
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
土地改良区 施設管理者等	胎内市	被害情報、危険箇所等の情報
胎内市	新潟県	被害情報、避難情報等 危険箇所等の情報
新潟県	北陸農政局	被害情報、危険箇所等の情報

- (2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
新潟県	胎内市	県管理施設の被害情報
新潟胎内市	土地改良区 施設管理者等	緊急資材等調達・輸送情報 応急工事の実施予定等

## 3 業務の体系

### ☆風水害発生



#### 4 業務の内容

##### (1) 土砂災害等発生箇所の応急対策の実施

実施主体	対 策
新潟県 胎内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。</li> <li>・危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。</li> <li>・農地等の地滑りが発生した場合は、シートで覆う等その拡大防止のための措置を講ずる。</li> <li>・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。</li> </ul>
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。</li> <li>・危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。</li> </ul>

##### (2) 主要構造物や建築物（揚排水機場等）の応急対策の実施

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門技術者等を活用して、県管理施設の被災構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。</li> <li>・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。</li> <li>・災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。</li> </ul>
胎内市 (農林水産対策部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。</li> <li>・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。</li> <li>・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を実施する。</li> </ul>
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。</li> <li>・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。</li> </ul>

##### (3) 浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・締め切り工事を行うとともに、県所有の排水ポンプ等により排水対策を行う。</li> <li>・不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。</li> </ul>
胎内市	・締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。

(農林水産対策部)	・不足する場合は、新潟県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。
土地改良区 施設管理者	・締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・不足する場合は、新潟県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。

(4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

実施主体	対 策
胎内市	・避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。
土地改良区 施設管理者	・避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・通行が危険な道路については新潟県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。

## 第46節 農林水産業応急対策

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

##### ア 各主体の責務

- (ア) 農林水産業生産者、農林水産業施設の所有者・管理者
- a 風水害等に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等を心懸ける。
  - b 風水害、雪害、火山災害等が懸念されるときには、気象情報や緊急情報等を十分に収集するとともに、事前に被害防止対策を講ずる。
  - c 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに、災害発生時に応急措置を施すことができるよう平時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。
  - d 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を胎内市、関係団体等へ速やかに連絡する。

##### (イ) 関係団体の責務

###### a 農業協同組合

組合員の農業被害状況の把握を行うとともに、胎内市等が行う農業被害の取りまとめに協力し、農業被害の応急対策のための栽培技術指導、経営指導を行う。

###### b 農業共済組合

農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、胎内市に情報提供する。

###### c 新潟県農業協同組合中央会

(a) 農業協同組合及び農業協同組合連合会等の協力を得ながら、新潟県域の農業被害を把握するとともに、農業協同組合等を通じ農作物及び農業用施設の被害状況に応じた二次被害の応急措置を講ずる。

(b) 農協系統でとりまとめた農業被害情報を、速やかに新潟県へ提供する。

###### d 全国農業協同組合連合会新潟県本部

新潟県からの要請により農業被害の応急対策のための関連機材の確保を行う。

###### e 新潟県農業共済組合連合会

(a) 農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、新潟県に情報提供する。

(b) 農業共済組合に二次災害の発生防止等について必要な指示を行う。

###### f 森林組合・木材組合

(a) 胎内市、新潟県地域振興局と相互に協力して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設（以下林業等関係施設）の被害状況を把握し、新潟県地域振興局へ報告する。

(b) 胎内市、新潟県地域振興局と相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関

係施設の被害に応じ応急対策を講じ、生産者等の指導を行う。

- g 新潟県森林組合連合会・新潟県木材組合連合会  
新潟県からの要請により林業・木材産業被害の応急対策のための確保を行う。
- h 漁業協同組合  
水産物及び水産施設の被害状況を胎内市と相互に協力し、把握する。
- i 新潟県漁業協同組合連合会  
新潟県からの要請により水産被害の二次災害防止や応急対策のための措置を講ずる。

(ウ) 胎内市

- a 関係団体の協力を得ながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、地域振興局等に報告する。
- b 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。
- c 新潟県、関係団体等の協力を得ながら、農林水産物及び農林水産用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

(エ) 新潟県

- a 地域振興局は、胎内市からの報告及び自らの調査により被害状況・緊急措置等を取りまとめ、新潟県農林水産部に報告する。
- b 地域振興局は、必要に応じ胎内市、関係団体に連絡要員を派遣するとともに、必要に応じ二次災害防止等の助言を行う。
- c 新潟県農林水産部は、農林水産物（地域・面積も含め）及び農林水産業用施設等の被害を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。
- d 被害状況に応じて復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

イ 活動調整

新潟県災害対策本部（生活基盤対策部）

ウ 達成目標

- (ア) 24時間以内に緊急被害状況調査をとりまとめる。
- (イ) 被害状況により、3日以内に二次災害防止するための指導、指示を行う。
- (ウ) 被害状況により、1週間以内に応急対策を講じるとともに、復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(2) 積雪期の対応

胎内市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。

## 2 情報の流れ

### (1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
生産者・関係団体	胎内市	被害状況、被災者ニーズ
胎内市	地域振興局	被害状況、被災者ニーズ
地域振興局	新潟県農林水産部	集約された被害状況

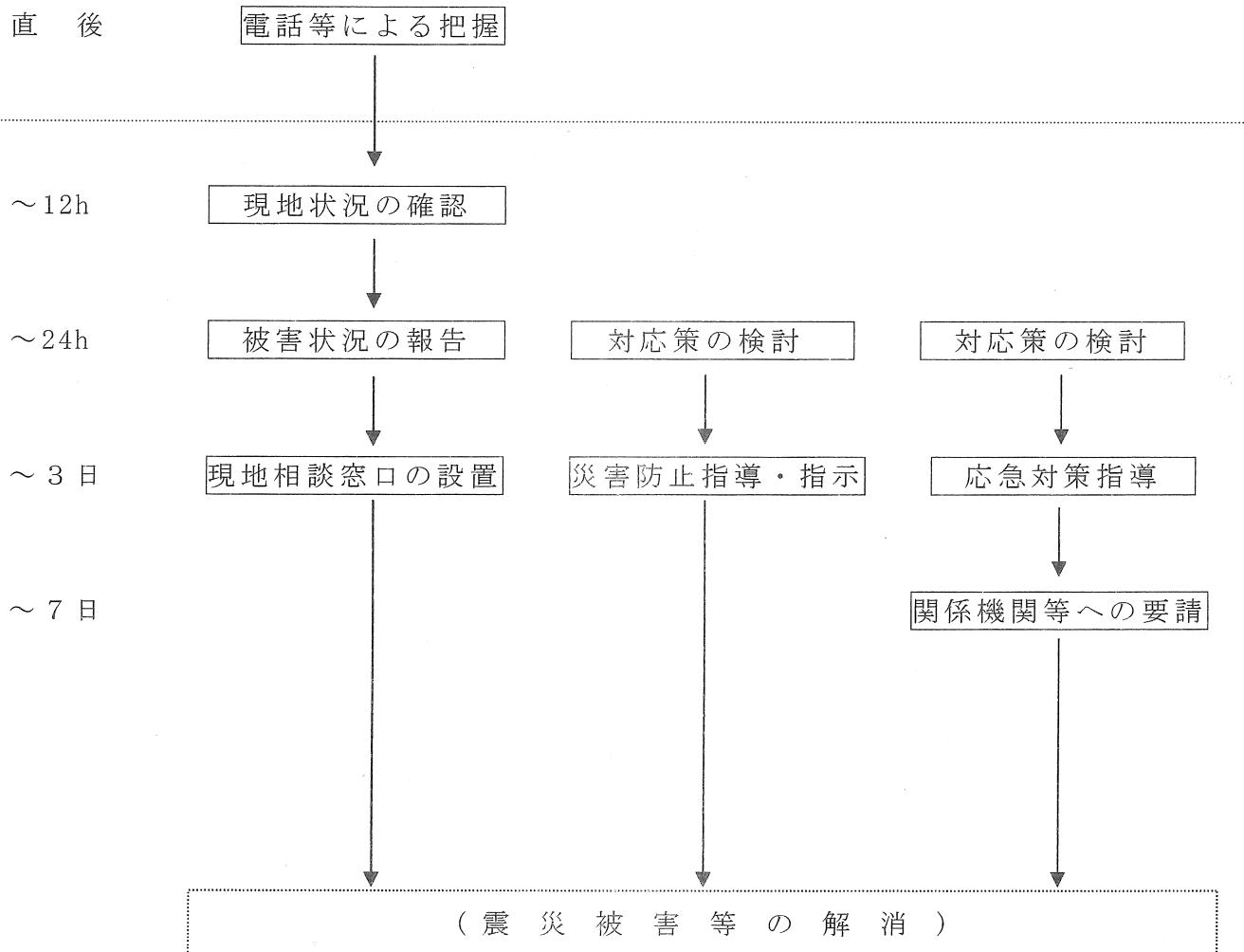
### (2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
新潟県農林水産部	地域振興局	応急対策等の内容
地域振興局	胎内市	具体的な指導

## 3 業務の体系

☆風水害発生

(被害状況の把握) (二次被害防止指導) (応急対策)



#### 4 業務の内容

##### (1) 農作物及び農業用施設

###### ア 被害状況の把握

実施主体	対 策
胎内市 (農林水産対策部)	農業協同組合等の協力を得ながら農作物及び農業用施設の被害状況を把握(雪害時にあっては併せて降雪、積雪の状況も把握)し、新発田地域振興局農業振興部(以下「地域振興局」という。)に報告する。
新潟県(地域振興局)	胎内市からの報告及び自らの調査にもとづいて被害状況等を取りまとめ、新潟県農林水産部に報告する。
新潟県	新潟県農林水産部は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域並びに面積等を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。

###### イ 二次災害防止指導

実施主体	対 策
胎内市 (農林水産対策部)	<p>農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の保全措置及び流出防止措置</li> <li>2 農業用燃料の漏出防止措置</li> <li>3 土砂崩れ、雪崩、噴火噴出物等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置</li> <li>4 農舎、農業施設等の火災防止措置</li> </ul>

###### ウ 応急対策

実施主体	対 策
胎内市・新潟県(地域振興局)	<p>農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 農作物の病害虫発生予防のための措置</li> <li>2 病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給</li> <li>3 応急対策用農業用資機材の円滑な供給</li> <li>4 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導</li> <li>5 種苗の供給体制の確保</li> <li>6 消雪促進のための措置</li> <li>7 火山灰等排出のための措置</li> <li>8 農業用施設の応急工事等の措置</li> </ul>
新潟県	被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

ア 被害状況の把握、二次災害防止

実施主体	対 策
農業協同組合、農業共済組合	・胎内市等と連絡をとりながら、家畜飼養者の被害状況調査等に協力する。
胎内市 (農林水産対策部)	・家畜飼養者の被害状況を調査し、新潟県に報告する。 ・二次災害防止対策を家畜飼養者、農業協同組合等に指示する。
新潟県	・胎内市等の協力を得ながら、被災地域の振興局、家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する。(困難な場合は、他地域から支援) ・二次災害防止、応急対策を調整する。(関係機関、団体へ協力要請準備)

イ 二次災害防止対策

実施主体	対 策
農業協同組合、農業共済組合連合会	・胎内市からの指示、依頼を受け、二次災害防止対策に協力する。
胎内市 (農林水産対策部)	・家畜飼養者、農業協同組合等に下記の二次災害防止対策を指示する。 1 畜舎の二次倒壊防止措置 2 停電発生農場への電源供給 3 生存家畜の救出 4 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置
新潟県	・二次災害防止、応急対策の調整をする。 1 二次災害防止対策への協力 2 関係機関、団体への協力要請

ウ 応急対策

実施主体	対 策
胎内市 (農林水産対策部)	・県と連絡をとりながら、下記の応急対策を実施、協力する。
新潟県	・胎内市の協力を得ながら、下記の応急対策を講じる。 1 死亡・廃用家畜の処理 ・死亡家畜の受け入れ体制確保 ・死亡家畜の埋却許可 ・傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査 ・家畜廃用認定 ・家畜緊急輸送 2 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置 ・家畜飼養者に対する衛生指導

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災家畜の健康診断、畜舎消毒</li> <li>・家畜伝染病予防接種体制の確保</li> </ul> <p>3 動物用医薬品及び飼料等の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給を要請</li> <li>・家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給を要請</li> </ul>
--	--

### (3) 林産物及び林産施設

#### ア 被害状況の把握

実施主体	対 策
生産者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胎内市、関係団体へ被害状況及び緊急措置を連絡する。</li> <li>・近隣の生産者等、関係団体と協力し、被害状況と必要な緊急措置等の情報を交換する。</li> </ul>
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胎内市、新潟県地域振興局へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。</li> <li>・胎内市、新潟県地域振興局と連絡をとりながら、情報を収集する。</li> </ul>
胎内市 (農林水産対策部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県地域振興局へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。</li> <li>・関係団体と連絡をとりながら、被害状況を収集する。</li> </ul>
新潟県地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県農林水産部へ管内の被害状況と必要な緊急措置等を取りまとめ連絡する。</li> <li>・胎内市、関係団体と連絡をとりながら、被害情報を収集するとともに、必要に応じ連絡要員を派遣する。</li> </ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域振興局から報告のあった被害状況及び必要な緊急措置をとりまとめる。</li> <li>・必要に応じ、さらに被害情報を収集するとともに、連絡要員を派遣する。</li> </ul>

#### イ 二次災害防止

実施主体	対 策
生産者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胎内市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。</li> </ul>
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胎内市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。</li> </ul>
胎内市 (農林水産対策部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急に必要があるときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、下記の指導等を行う。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1 倒木等の除去</li> <li>2 林業等関係施設の倒壊防止措置</li> <li>3 燃料、ガス等漏出防止措置</li> <li>4 火山噴火噴出物により、苗畑等や林業等関係施設に火災が発生したときは、速やかに消防機関に連絡するとともに、警察消防機関の協力を得て、周辺可燃物の除去等拡大防止を図る。</li> <li>5 林地内等において、火山噴火堆積物の流出又は流出のおそれがある時は、警察消防機関の協力を得て、必要な措置を講ずる。</li> </ol> </li> </ul>

新潟県（地域振興局）	・胎内市に対し二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。
新潟県	・新潟県地域振興局へ二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給を行う。

#### ウ 応急対策

実施主体	対 策
生産者、関係団体	・林産物、製材品及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講ずる。
関係団体、 胎内市 (農林水産対策部)、 新潟県地域振興局	・相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、下記の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。 1 林地に亀裂又は地すべりが生じている箇所は、シートで覆う等の拡大防止措置 2 病害虫発生予防措置 3 病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給 4 応急対策用資機材の円滑な供給 5 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導
新潟県	・必要に応じ、応急対策用資機材の供給・確保について関係機関に協力を要請する。

#### (4) 水産物及び水産施設

##### ア 被害状況の把握

実施主体	対 策
胎内市	・水産物及び水産施設の被害状況を把握する。 ・被害状況を県に報告する。
新潟県	・胎内市からの報告を受け、応急対策の総合的調整を行う。 ・被害状況の把握等に調査等が必要な場合は、積極的な支援を行う。

##### イ 二次災害防止

実施主体	対 策
胎内市	・流出した船舶、養殖施設等の早期回収措置又は関係機関へ協力要請をする。 ・船舶の座礁、破損により油の流出が生じた場合の油拡散防止措置、回収、無害化措置と関係機関への協力要請をする。 ・養殖魚越冬施設の損壊や養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置を図る。 ・融雪水等により流出した流木等、漂流物の早期回収措置を図る。 ・火山灰の堆積により土石流の流入が予想される水域からの増養殖物及び増養殖施設の避難及び取水施設方法の改善を図る。
新潟県	・油拡散防止措置等に対して協力要請を受けたときは、関係機関と連絡をとりながら、必要な措置を講ずる。

ウ 応急対策

実施主体	対 策
胎内市、新潟県	<ul style="list-style-type: none"><li>・水質の悪化、水温の急激な低下等が想定される場合の増養殖施設の避難又は取水方法の改善を図る。</li><li>・応急対策用水産資材の円滑な供給を図る。</li><li>・生育に悪影響を与えると考えられる養殖物等に付着した泥を可能な限り除去する。</li><li>・土砂又は流木等により機能低下した河川工作物に設置された魚道の機能回復を図る。</li></ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設被害の復旧に関して、急を要する場合は、胎内市又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。</li></ul>

## 第47節 商工業応急対策

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

##### ア 各主体の責務

###### (ア) 企業・事業所の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、BCP（事業継続計画）を策定し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

###### (イ) 商工団体の責務

a 会員・組合員等の被災状況を把握する。

b 商工会・商工会議所は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

c 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

###### (ウ) 胎内市の責務

a 企業・事業所の被害状況を把握する。

b 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

c 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

###### (エ) 新潟県の責務

a 商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。

b 胎内市を通じ中小企業の直接被害件数、被害額を把握する。

c 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。

d 必要な関係機関に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。

e 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。

f 報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※ d～f は被災状況により対応

#### イ 達成目標

a 新潟県は災害発生後24時間以内に被災地の主な商工業の被害概要を把握する。

b 新潟県は被災状況を勘案し必要と認められる場合は、原則として災害発生後7日以内に関係機関の協力を得ながら現地相談窓口を設置する。

c 新潟県は災害発生後7日（特に被害が大きい場合は15日）以内に胎内市を通じて中小企業の直接被害額を把握し、国に報告する。

## 2 情報の流れ

### (1) 被災地から

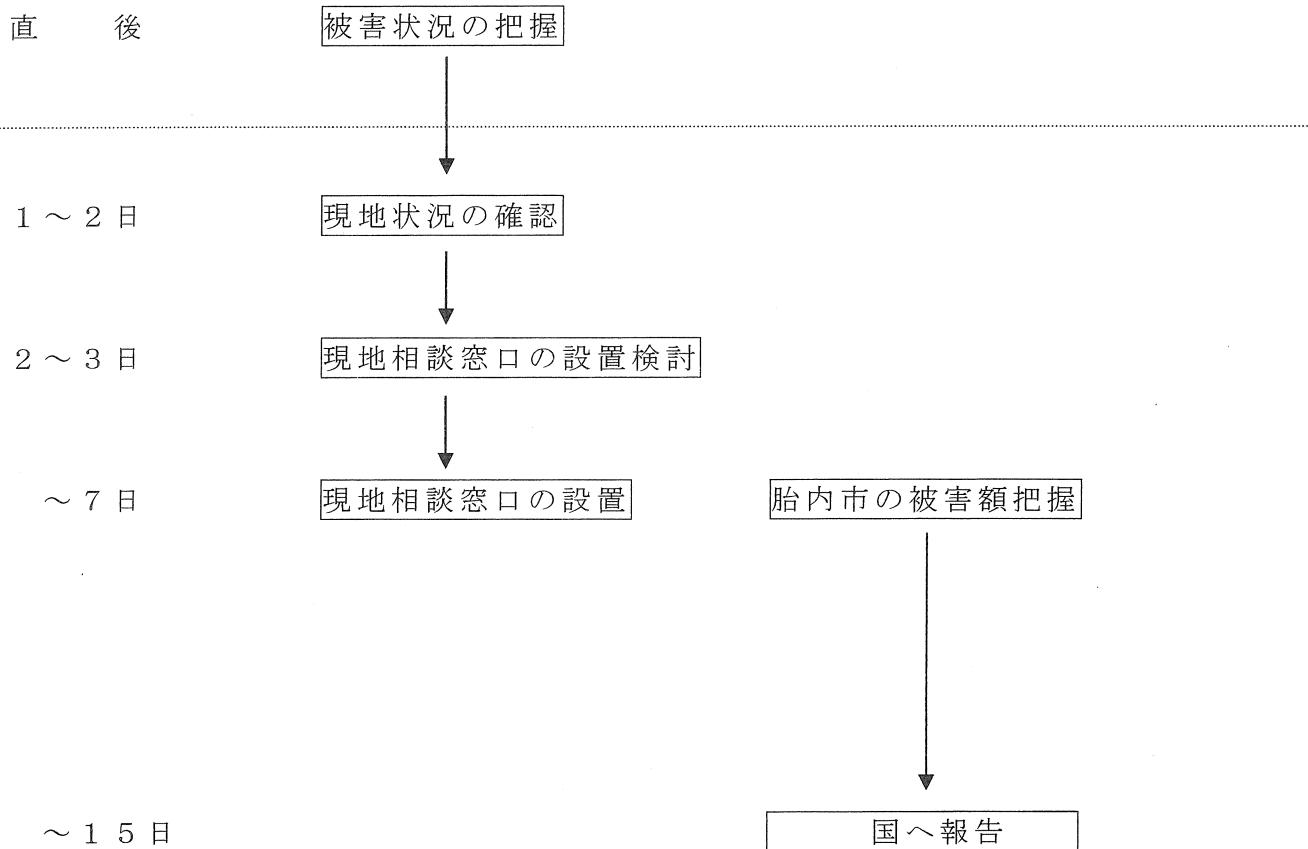
情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容	
商工会・商工会議所等商工団体	新潟県	被害状況
地場産地企業・産地組合	新潟県	被害状況
商店街組合、大規模小売店、共同店舗	新潟県	被害状況
工業団地等進出企業	新潟県	被害状況
観光施設	新潟県	被害状況
胎内市	新潟県	被害状況

### (2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容	
新潟県	胎内市・商工団体	被災状況、現地相談窓口の設置、支援策
胎内市	企業・事業所	現地相談窓口の設置、支援策
商工団体	企業・事業所	現地相談窓口の設置、支援策

## 3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

☆風水害発生



#### 4 業務の内容

##### (1) 被災状況の把握

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"><li>新潟県産業労働観光部各課は所管する商工団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。</li><li>技術支援センターは支援企業等の被災状況を確認する。</li><li>胎内市に管内商工観光業の被害状況の調査を依頼し、取りまとめる。</li><li>国に被害状況を報告する。</li></ul>
胎内市	<ul style="list-style-type: none"><li>管内の商工業の被災状況を調査し、新潟県に報告する。</li></ul>

##### (2) 関係機関への協力・支援要請

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"><li>被災地の状況に応じ、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。</li></ul>

##### (3) 相談窓口の設置

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"><li>被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。</li></ul>

##### (4) 風評被害対策

実施主体	対 策
新潟県	被災地域、被災状況について適切な情報を提供する。



## 第48節 応急住宅対策

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間住宅の借り上げを含む）を設置し被災者を収容し、また家屋の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅の空家を仮住宅として提供するとともに、民間の賃貸住宅への入居を希望する場合は物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

#### ア 胎内市の責務

被災した住宅、宅地の被害状況等を調査するとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。

応急仮設住宅の建設地を選定し、新潟県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。

県から委任を受けて応急修理事務を実施する。

胎内市営住宅の空家を仮住宅として提供する。

#### イ 新潟県の責務

応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。

新潟県から委任を受け市町村が実施する応急修理の事務を補助する。

新潟県営住宅の空家を仮住宅として提供する。

民間住宅の空き家情報等を提供する。

#### ウ 達成目標

応急仮設住宅の供与等を実施し、避難所等にいる避難者を早期に解消する。

#### (2) 要配慮者に対する配慮

応急住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置に努め、仮設住宅への収容や公営住宅の入居に際しては災害時要援護者世帯を優先して入居させる。

### 2 情報の流れ

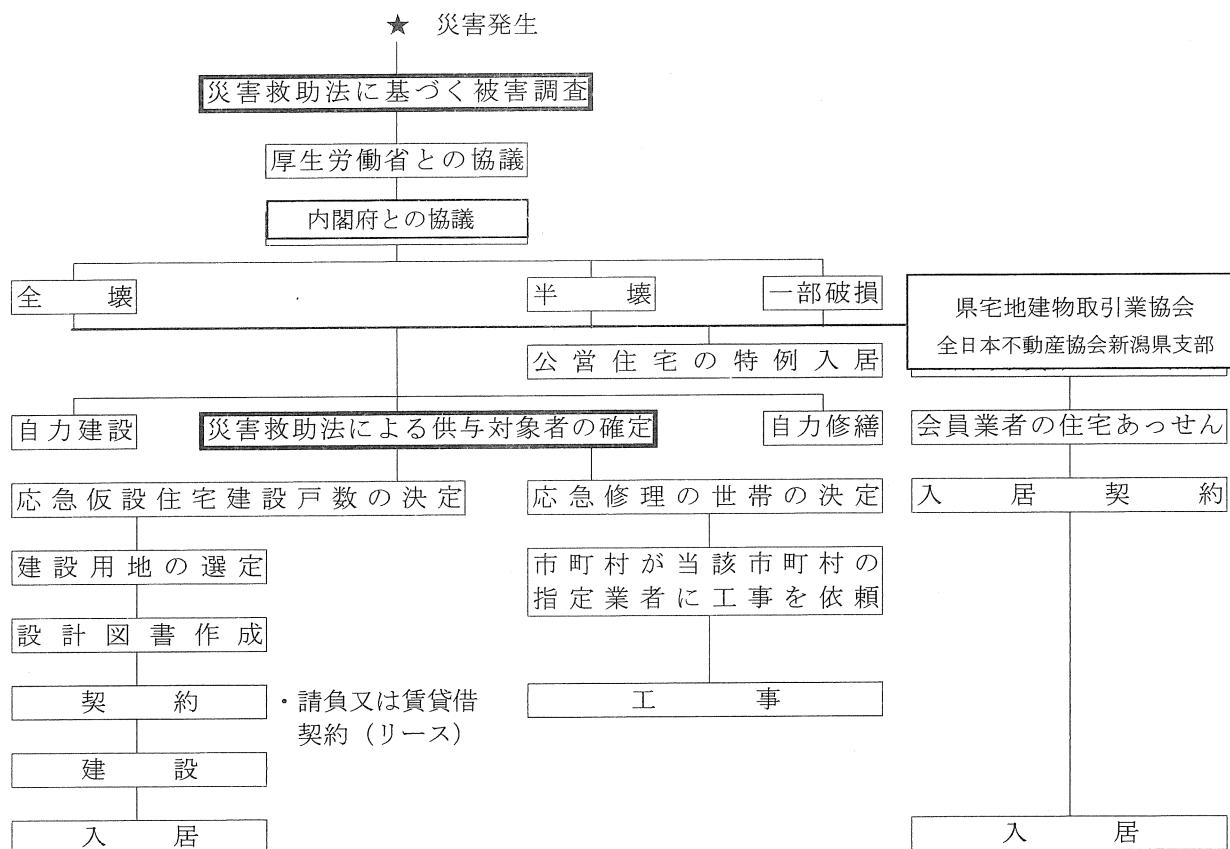
#### (1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
被災者	胎内市	住宅の被害状況 応急仮設住宅の入居希望 応急修理の希望 公営住宅の入居希望
胎内市	新潟県	住宅の被災戸数 応急仮設住宅の必要戸数・建設予定地 応急修理希望世帯数等

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
新潟県	胎内市	応急仮設住宅の建設決定 応急修理事務の委任
胎内市	被災者	応急仮設住宅の入居申し込み手続き 応急修理の申し込み手続き
新潟県	被災者	応急仮設住宅の設置状況、応急修理制度の概要 公営住宅等の空き家情報

3 業務の流れ



#### 4 業務の内容

##### (1) 被災住宅調査

実施主体	対 応
新潟県	<p>災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を実施する。</p> <p>ア 胎内市調査に基づく被災戸数 イ 胎内市の住宅に関する要望事項 ウ 胎内市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定 エ 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項 オ その他住宅の応急対策実施上の必要事項</p>
胎内市 (地域整備対策部)	<p>災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。</p> <p>ア 住宅、宅地の被害状況 イ 被災地における住民の動向 ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の希望</p>

##### (2) 応急仮設住宅の供与

実施主体	対 応
新潟県	<p>1 建設による供与</p> <p>(1) 建設の方針</p> <p>ア 建設用地の選定</p> <p>建設場所については、胎内市があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用する。</p> <p>イ 建物の規模及び費用</p> <p>(ア) 1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。</p> <p>ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣に協議し、規模及び費用の調整を行う。</p> <p>(イ) 建設資材の県外調達又は離島等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣に協議の上、当該輸送費を別枠とする。</p> <p>ウ 建設の時期</p> <p>災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。</p> <p>ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議して延長する。</p> <p>エ 二次災害への</p> <p>応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。</p> <p>(2) 応急仮設住宅の建設方法</p> <p>ア 知事は協定に基づき建設業関係団体の斡旋を受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。</p> <p>ただし、状況に応じ知事は、市町村長に建設を委任することができる。</p> <p>イ 胎内市長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、</p>

新潟県	<p>規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。</p> <p>(3) 协力要請 新潟県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。</p> <p>(4) 入居者の選定及び管理の委任 応急住宅の設置完了後、知事は速やかに市町村長と委託契約を結び、入居者の選定及び管理を委任する。</p> <p>2 民間住宅借り上げによる供与 被災状況を考慮し、建設型に併せて賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。 ただし、状況に応じ知事は、胎内市長に借り上げを委任することができる。 入居要件・供与期間・管理等は、建設型に準じる。</p>
胎内市 (地域整備対策部)	<p>(1) 建設候補地の選定 (ア) 胎内市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として公有地を選定しておく。 建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておく。</p> <p>(イ) 建設時に支障が出ないよう、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。</p> <p>(2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。</p> <p>ア 入居要件 災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (イ) 居住する住家がない者 (ウ) 生活保護法の被保護者若しくは要保護者又は特定の資産を持たない高齢者、障がい者、病弱者等又はこれに準ずる者</p> <p>イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。</p> <p>ウ 管理 新潟県と結んだ委託協定に基づき、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。</p> <p>エ 供与の期間 入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則2年以内とする。</p>

(3) 被災住宅の応急修理の実施

実施主体	対応
胎内市	<p>(1) 応急修理の対象者</p> <p>ア 以下の全ての要件を満たす世帯</p> <p>(ア) 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと。</p> <p>(イ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。</p> <p>(ウ) 応急仮設住宅（民間住宅の借り上げを含む）を利用しないこと。</p> <p>イ 所得等の要件</p> <p>前年の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯</p> <p>(ア) (収入額) <math>\leq</math> 500万円の世帯</p> <p>(イ) 500万円 &lt; (収入額) <math>\leq</math> 700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯</p> <p>(ウ) 700万円 &lt; (収入額) <math>\leq</math> 800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</p> <p>(2) 応急修理の範囲</p> <p>以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施するものとする。</p> <p>なお、緊急性の優先順は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(ア) 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理</p> <p>(イ) ドア、窓等の開口部の応急修理</p> <p>(ウ) 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理</p> <p>(エ) 衛生設備の応急修理</p> <p>(3) 応急修理の費用</p> <p>応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。</p> <p>(4) 応急修理の期間</p> <p>災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了するものとする。</p> <p>ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上必要最小限度の期間を延長するものとする。</p> <p>(5) 応急修理の手続き</p> <p>別紙「応急修理事務手続き」を参照。</p> <p>(6) 制度の広報</p> <p>広報誌、ホームページ等を通じ、わかりやすい広報を行う。</p>

(4) 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

実施主体	対 応
胎内市 (地域整備対策部)	<p>ア 新潟県及び胎内市(地域整備対策部)は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。(行政財産の目的外使用許可手続きによる。)</p> <p>イ 対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市町村営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、隣接県に提供を要請する。</p> <p>ウ 新潟県は、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。</p>

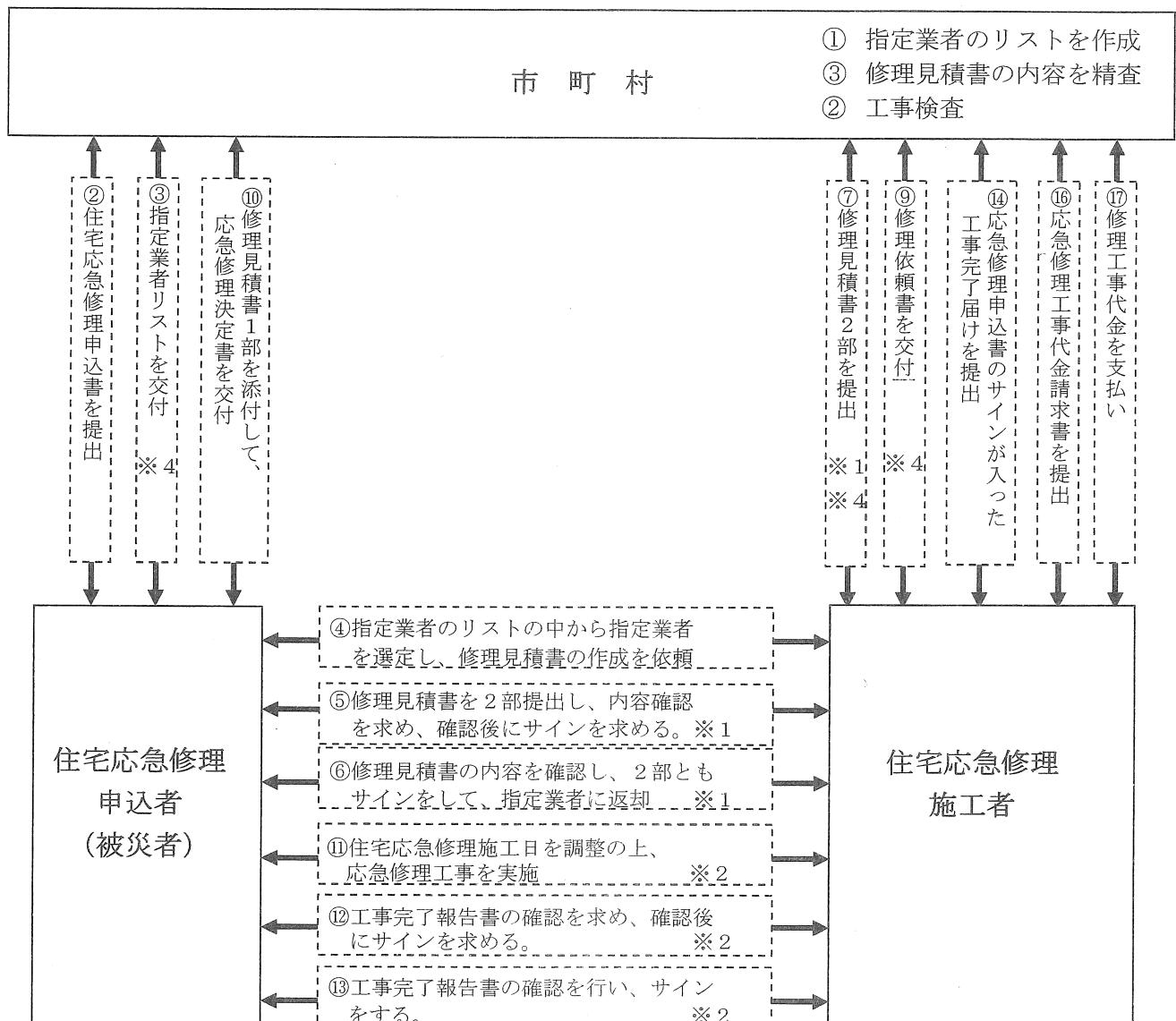
(5) 民間賃貸住宅の紹介・あっせん

実施主体	対 応
新潟県	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定に基づき協力要請を行う。
(公社)新潟県 宅地建物取引業協会	(公社)新潟県宅地建物取引業協会は、物件情報を集約のうえ、県が設置する相談所等において民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に物件を紹介し、会員業者は媒介手数料を無料で物件をあっせんするよう協力する。

(6) 住宅建設資材のあっせん

実施主体	対 応
新潟県	<p>新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。</p> <p>また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会、木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給あっせん要請を行う。</p>

### 応急修理事務手続き



※1 ⑤、⑥、⑦の修理見積書には、屋根、壁、土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定期所を示す施工前の写真を添付すること。

※2 ⑫、⑬の工事完了報告書には、施工中及び施工後の工事写真を添付すること。

※3 ⑯の応急修理工事代金請求書は、国制度、県制度ごとに別葉とすること。

※4 市町村の判断により、「③指定業者リストを交付」の段階で「⑨修理依頼書を交付」し、後日、「⑦修理見積書2部を提出」とすることもできる。



## 第49節 ボランティア受入れ計画

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、新潟県災害救援ボランティア本部（以下「県ボランティア本部」という）及び胎内市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

#### ア 各主体の責務

##### (ア) 県ボランティア本部の責務

- a 県ボランティア本部を新潟県社会福祉協議会内に設置し、本部運営を行う。
- b 災害ボランティア活動に係る情報の受発信及びボランティアセンターの立ち上げ支援などを行う。

##### (イ) 新潟県社会福祉協議会の責務

- a 県ボランティア本部の設置に伴い職員を派遣し、同本部の運営を支援する。
- b 県内外の社会福祉協議会や関係支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を配置する。

##### (ウ) 新潟県の責務

- a 県ボランティア本部の設置に伴い職員を派遣し、同本部の運営を支援する。
- b 県外の行政機関、県内外の支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を配置する。

##### (エ) 胎内市社会福祉協議会の責務

- a 災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、胎内市災害対策本部と協議してボランティアセンターを設置する。
- b ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターを運営する。
- c 災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行うため職員を配置し、県外の行政機関、県内外の支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。

##### (オ) 胎内市の責務

- a ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターの運営を支援する。

- b 胎内市災害対策本部とボランティアセンターで情報を共有する。

##### (カ) ボランティアセンターの責務

- a ボランティアセンターの運営や避難所などの施設運営に係るボランティア需要の把握を行う。
- b 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティア需要に基づいた情報の発信を行う。
- c 駆けつけたボランティアの受け入れ、登録を行う。
- d ボランティア活動を支援する救援物資の確保、仕分けを行う。
- e その他、ボランティア需要に基づいた活動を行う。

イ 活動調整

県ボランティア本部、ボランティアセンター

ウ 達成目標

災害ボランティアの受け入れ計画は、概ね次による。

災害発生中	県ボランティア本部の設置、情報の発信
避難指示等解除後 24時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のボランティア需要の把握
〃 2日以内	災害ボランティア受け入れ広報の発信

## 2 情報の流れ

(1) 被災地から

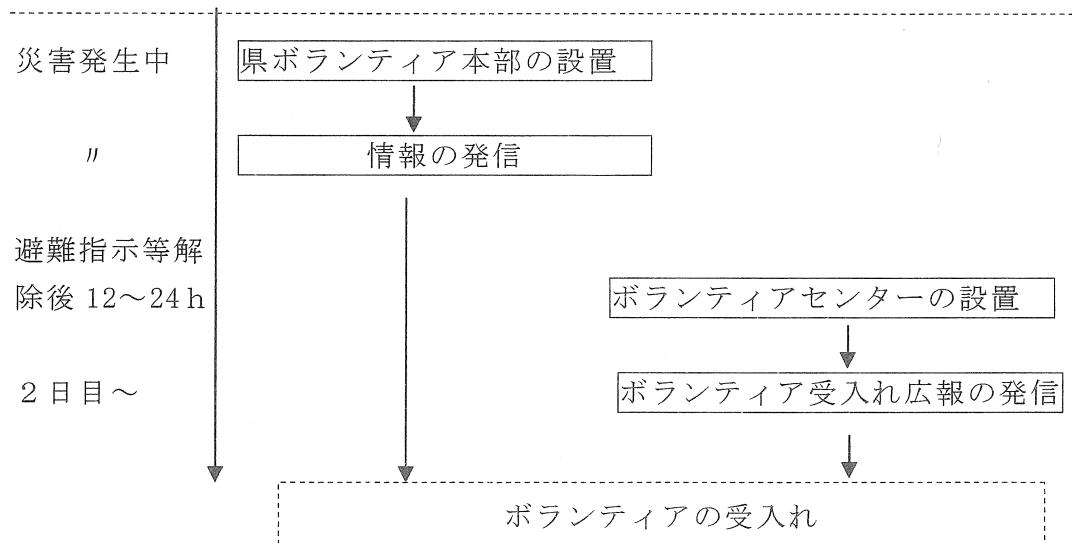
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	ボランティアセンター	被災地ボランティア需要
ボランティアセンター	県ボランティア本部 胎内市災害対策本部	集約された被災地ボランティア需要
県ボランティア本部、胎内市災害対策本部	県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	集約された被災地ボランティア需要、調達情報
新潟県災害対策本部	協定先企業・団体	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
協定先企業・団体	新潟県災害対策本部	供給予定情報
新潟県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	県ボランティア本部 胎内市災害対策本部	供給予定情報
県ボランティア本部 胎内市災害対策本部	ボランティアセンター	供給予定情報
ボランティアセンター	避難所、避難者	供給予定情報

### 3 業務の体系

#### ☆災害発生



### 4 業務の内容

#### (1) 県ボランティア本部の運営

実施主体	対策
新潟県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部運営に係る場所や資機材の提供</li> <li>・本部に職員を派遣し運営を支援</li> <li>・運営に係る統括及び資金管理</li> </ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部に職員を派遣し運営を支援</li> </ul>
日本赤十字新潟県支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部に職員を派遣し運営を支援</li> </ul>
新潟県共同募金会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部に職員を派遣し運営を支援</li> </ul>
県内NPO・日本青年会議所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部に会員を派遣し運営を支援</li> </ul>

#### (2) ボランティアセンターの運営

実施主体	対策
胎内市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンターに職員を派遣し、運営を支援</li> <li>・ボランティアセンター運営に係る資機材の提供</li> <li>・運営に係る統括及び資金管理</li> </ul>
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンター運営に係る資機材の提供</li> <li>・ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援</li> </ul>
県ボランティア本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンターに本部員を派遣し運営を支援</li> </ul>
県内NPO・日本青年会議所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンターに会員等を派遣し運営を支援</li> </ul>

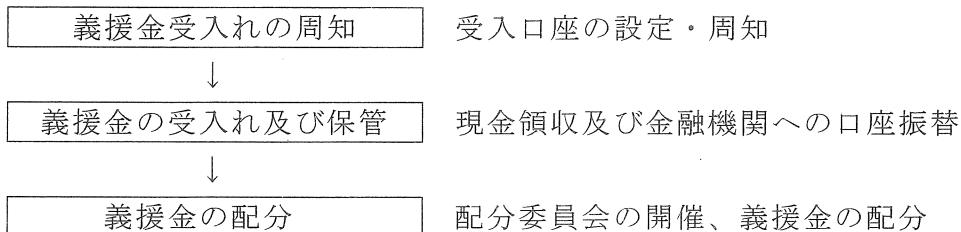


## 第50節 義援金の受入れ・配分計画

### 1 義援金の配分

大規模な災害による被災者に対し、胎内市内外から寄せられる義援金について、その受入体制及び配分方法等を定め、確実、迅速に被災者に配分する。

### 2 義援金の受入れ・配分フロー図



### 3 義援金受入れの周知

胎内市総務対策部は義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、新潟県を通じ、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会の協力を得て、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表するものとする。

- ア 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- イ 受入窓口

### 4 義援金の受入れ及び保管

胎内市は、次により義援金を受け入れる。

- (1) 受入窓口
  - ア 一般からの受入窓口は、総務対策部とする。
- (2) 現金の受入れ
  - ア 一般から直接受領した義援金は、寄託者等へ現金領収書を発行する。
- (3) 義援金の管理
  - ア 一般からの義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。
  - イ 国又は地方公共団体等からの見舞金は、「災害救助事業特別会計」として管理する。

### 5 義援金の配分

義援金の配分に当たっては胎内市災害対策本部会議で審議し、被害の程度、対象者数などを勘案して配分率、配分方法などを決定し、被災者に対し公平を期するとともに、適正かつ円滑に配分を行う。



## 第51節 義援物資対策

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

全国から寄せられる大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災地が必要としているものの情報などを的確に発信することにより、より迅速に被災地へ必要な物資を送り届ける。

#### ア 各主体の責務

##### (ア) 胎内市の責務

- ・ 避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握し、現地に直接送付してもらう。
- ・ 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。
- ・ NPO等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

##### (イ) 新潟県の責務

- ・ 避難人数、避難場所等の情報提供を行い、現地に物資が直接届くようにする。
- ・ インターネット、報道機関等を通じて、「要るもの」「足りているもの」の情報を発災6時間後には全国へ発信する。

#### イ 活動の調整

新潟県災害対策本部(食料物資部)、胎内市災害対策本部(避難所対策部)

#### ウ 達成目標

- ・ 被災地ニーズに沿った物資が、迅速に現地へ配送されること。
- ・ 義援物資が被災地に与える影響について、被災地外の人々に実情を正しく理解してもらうこと。

### 2 情報の流れ

#### (1) 被災地から

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
被災者、避難所、NPO、ボランティア		胎内市	被災地ニーズ
胎内市		新潟県	集約された被災地ニーズ
胎内市		協定先企業・団体	調達要請
胎内市		国民	物資取扱方針
新潟県		協定先企業・団体	調達要請
新潟県		国民	物資取扱方針

#### (2) 被災地へ

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
新潟県		胎内市	供給予定情報
胎内市		被災者、避難所、NPO、ボランティア	供給情報

### 3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

☆風水害発生		(情報発信)	(情報収集)
直後	(提供申出対応) 物資受入方針に基づく電話、メール、FAX対応	物資取扱方針情報	被災地ニーズ 交通情報
～6時間後			
1日目～ 6日目	物資受入方針に基づく電話 対応の留守番電話化	被災地ニーズ、要求、調達情報 交通情報	被災地ニーズ 交通情報
7日目	留守番電話対応	義援物資受入の停止宣言	被災地ニーズ

### 4 業務の内容

#### (1) 情報収集

実施主体	対 策
新潟県災害対策本部	・最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量の把握 ・配送等にかかる道路・交通情報の把握

#### (2) 情報発信

実施主体	対 策
新潟県災害対策本部	物資取扱いに係る基本方針 ・被災地ニーズ ・被災地状況 ・新潟県・胎内市の受入れ方針等をいち早く、県ホームページやマスコミを通じて情報発信する。

#### (3) 義援物資提供の受付対応

実施主体	対 策
新潟県災害対策本部	被災地が必要としているもの、その必要量及び送付希望の被災地その送付方法を的確に知らせ、被災地が必要とするものの提供を受ける。

#### (4) 新潟県で受入する場合の対応

実施主体	対 策
新潟県災害対策本部	提供申出者による被災地への運搬・送付が困難な場合は、職員会館等で一時保管を行う。 在庫管理を実施しながら、被災地へ必要な物資を配布する。

(5) 胎内市で受け入れる場合の対応

実施主体	対 策
胎内市災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"><li>・受入・照会窓口の開設</li><li>・受入要員を事前に確保</li><li>・輸送・保管に適した集積場所に保管</li><li>・総務対策部の責任において適宜配分</li></ul>



## 第52節 災害救助法による救助

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

災害救助法（以下、この節においては「法」という）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、法適用の必要が認められた場合、新潟県は速やかに所定の手続きを行うと共に、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

#### ア 各主体の責務

##### (ア) 胎内市の責務

胎内市は、新潟県が救助の実施に関する事務の一部を胎内市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、新潟県が実施する救助の補助を行う。

##### (イ) 新潟県の責務

新潟県は政令で定める程度の災害が発生した胎内市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。

##### (ウ) 日本赤十字社

日本赤十字社は、新潟県及び胎内市が実施する救助に協力する。

#### イ 活動の調整

新潟県災害対策本部、胎内市災害対策本部

#### ウ 達成目標

災害救助法を適用すべき災害が発生した場合は迅速に法を適用し、被害の拡大防止に努め、被災者の保護と社会秩序の保全に全力を尽くす。

#### (2) 積雪期の対応

##### ア 法の適用

新潟県の運用基準に基づき、迅速に法を適用する。

##### イ 要配慮者への配慮

屋根の雪下ろし作業について、別記豪雪対応における要配慮者の広域支援体制により支援を行う。

### 2 情報の流れ

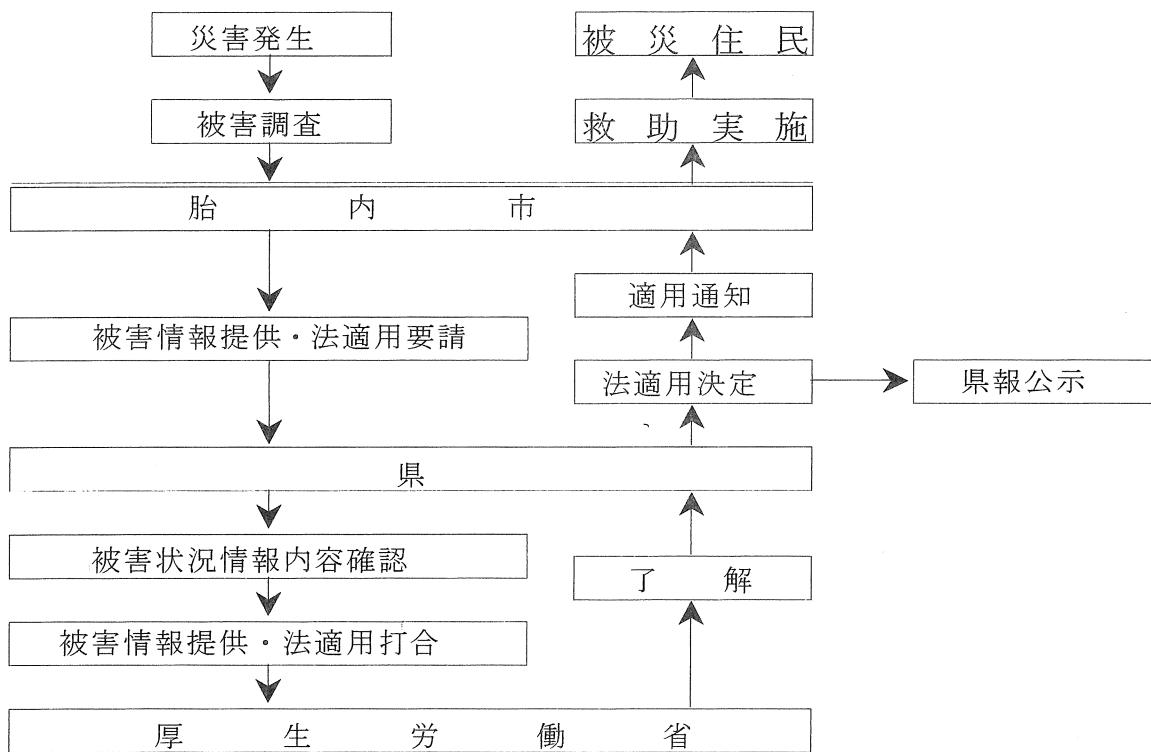
#### (1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
被災者	胎内市	被害情報、被災者のニーズ
胎内市	新潟県	被害情報、法適用の要請
新潟県	国	被害情報等

## (2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
国	新潟県	法適用に際しての技術的助言
新潟県	胎内市	法適用決定、救助事務の委任
胎内市	被災者	法適用決定

### 3 業務の体系（フロー図）



## 4 災害救助法の適用

- (1) 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。(法第2条)
  - (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を胎内市長が行うこととすることができる。(法第13条第1項、県法施行細則第17条)
  - (3) 胎内市長は、上記(2)により胎内市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。(法第13条第2項、県法施行細則第17条)
  - (4) 胎内市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手すると共に、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。(県法施行細則第3条)

## 5 災害救助法の適用基準

### (1) 基準の内容

- 法による救助は次により行う。
- ア 適用単位は、胎内市の区域単位とする。
  - イ 同一災害によることを原則とする。
    - 例外として
      - (ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害
      - (イ) 時間的に接近して、胎内市の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。
  - ウ 胎内市又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。
- (2) 適用基準
- 次のア～オのいずれか一つに該当する場合は法を適用する。
- ア 住家の滅失した世帯が、胎内市の人口に応じ、災害救助法施行令別表第1の世帯以上であるとき。(60世帯)
  - イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、胎内市の住家滅失世帯数がアの2分の1以上であるとき。(30世帯)
  - ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、胎内市の住家滅失世帯数が多数であるとき。
  - エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。
  - オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

## 6 被害状況の判定基準

### (1) 滅失世帯の認定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が全壊、全焼、又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊、又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

$$(全壊 \cdot 全焼 \cdot 流失) + (半壊 \cdot 半焼 \times 1/2) + (\text{床上浸水等} \times 1/3) = \text{滅失世帯数}$$

### (2) 住家滅失の認定

#### ア 住家全壊（全焼・全流失）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には次のいずれかのもの。

(ア) 住家の損壊・焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家半壊（半焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので次のいずれかのもの

(ア) 損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 床上浸水

住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

(ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(イ) 学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯とする。

イ 住家

(ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。

(イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は合して1住家とする。

(ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。

(エ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

※1 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

2 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

## 7 災害救助法の適用手続き

### (1) 情報提供・適用要請

胎内市長は、災害が前記5災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに新潟県に情報提供すると共に、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

#### ア 情報提供担当者

情報提供の適確性を期するため、情報提供主任及び副任を定める。

#### イ 情報提供の内容

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 被害状況調べ（別紙様式）
- (エ) すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- (オ) その他の必要事項

### (2) 適用の決定

ア 知事は、胎内市長からの情報提供、要請、又は派遣した県職員からの報告に基づき、前記5に定める災害救助法の適用基準に基づき法を適用する必要があると認めたときは、胎内市長に対し、直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知する。

イ 知事は、法を適用するに当たり必要に応じて厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）に技術的助言を求める。

ウ 知事は、法を適用したときは速やかに厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）に情報提供とともに、次により県報に公示する。

新潟県告示第 号

平成〇〇年〇〇月〇〇日発生の〇〇災害に関し、〇〇月〇〇日から〇〇市（町、村）の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

新潟県知事 ○ ○ ○ ○

エ 知事は、法適用の公表に当たっては、厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）と十分な調整を図る。

## 8 災害救助法による救助の種類と胎内市長による救助事務の実施

### (1) 救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の搜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（注）キについては災害援護資金等各種貸付け制度の充実により、現在運用されていない

(2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助をする者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（法第23条第2項）

### (3) 胎内市長による知事の救助に関する事務の実施

- ア 知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を胎内市長が行うこととすることができる。
- イ 知事は、前記アにより胎内市長に救助事務の一部を行わせることとするときは、事務の内容及び実施期間を胎内市長に通知する。
- ウ (1)の内、ア（応急仮設住宅を除く）、イ、ウ、オ、カ、ク、ケ、コ、サに掲げる救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、知事は法適用決定と同時にこれらの救助を胎内市長が行う旨通知する。また、災害発生から法適用決定までの間に胎内市長が実施したこれらの救助は、救助法に基づいて実施したものとみなす。
- エ 知事は、イ以外の救助についても必要に応じて胎内市長がこれを行うものとし、その事務の内容と実施期間を通知する。

## 9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等

### (1) 一般基準

法による救助の程度、方法及び期間等については厚生労働大臣が定める基準（告示）に従ってあらかじめ知事が定める。（新潟県災害救助法施行細則第5条）

### (2) 特別基準

災害の種類又は態様或いは、被災者の構成又は、家族事情或いは、社会通念上の生活様式の変化等によっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、知事は、胎内市長の要請に基づき、災害等の実情に則した救助を実施するため、必要に応じて厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）と協議し、特別基準の設定を行う。（法施行令第9条）

### (3) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償（平成12年厚生省告示第144号）

### (4) 救助実施状況の情報提供

ア 救助の実施機関は、災害直後における当面の応急的措置及び、後日行うこととなる災害救助費国庫負担金の精算事務を遗漏無く実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況を毎日記録、整理して知事に情報提供する。

イ 情報提供にあたっては、救助の種類毎に、必要事項の外、最低次の事項を記録する。

#### （帳票様式省略）

（救助の種類）	（情報提供事項）
・避難所の設置	箇所数、収容人員
・応急仮設住宅の設置	設置戸数
・炊き出しその他による食品の給与	箇所数、給食数、給食人員
・飲料水の供給	対象人員
・被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
・災害のかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
・災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
・学用品の給与	小、中学別対象者数及び給与点数
・死体の搜索	死体処理数
・障害物の除去	対象世帯数

## 10 強制権の発動

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは次の権限を行使する。

### (1) 救助業務従事の命令（法第24条）

法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限

#### ア 医療関係者

- (ア) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (イ) 保健師、助産師又は看護師

#### イ 土木建築関係者

- (ア) 土木技術者又は建築技術者
- (イ) 大工、左官又はとび職
- (ウ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

#### ウ 輸送関係者

- (ア) 地方鉄道業者及びその従事者
- (イ) 軌道経営者及びその従事者
- (ウ) 自動車運送事業者及びその従事者
- (エ) 船舶運送業者及びその従事者
- (オ) 港湾運送業者及びその従事者

### (2) 救助に関する業務への協力命令（法第25条）

被災者及び近隣の者を、炊き出し等の救助の業務に従事させる権限

### (3) 知事の行う施設の管理又は物の使用、保管命令若しくは収用（法第26条）

#### ア 管理命令

救助を行うために必要な次の施設を管理する権限

- (ア) 病院、診療所又は助産所
- (イ) 旅館又は飲食店

#### イ 使用命令

避難所の開設等の救助を行うために必要な次の物件を使用する権限土地、家屋若しくは物資

#### ウ 保管命令

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまう恐れのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を行う業者等に対して、その取り扱う物資の保管をさせる権限

#### エ 収用

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまう恐れのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を行う業者等から、その取り扱う物資を収用する権限

### (4) 公用令書の交付及び損失補償

知事は、(1)及び(3)の権限を行使するときは、公用令書の交付及び通常生じる損失を補償する。

### (5) 胎内市長による実施

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、前記(1)、(2)、及

び(3)の権限に属する事務の一部を胎内市長が行うこととすることができます。この場合、知事は当該事務の内容及び実施期間を胎内市長に通知するとともに、直ちにその旨を公示しなければならない。(法施行令第23条)

## 11 災害救助法が適用されない場合の救助

知事は、法が適用されない災害に際して、胎内市長が応急救助を行う場合は、新潟県災害救助条例（以下「条例」という。）に基づき、その費用の一部を負担し、被災者の保護を図る。

- (1) 法が適用されない場合の救助については、原則として胎内市長が実施するものとし、救助内容をあらかじめ法による救助に準じて、胎内市地域防災計画及び胎内市災害救助条例に定める。
- (2) 胎内市長は、被害の程度が条例に定める適用基準に該当し、条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。
- (3) 条例適用基準

ア 胎内市の人口に応じて、条例第2条に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合  
イ 知事が特に必要と認めた場合

- (4) 救助の種類等
  - ア 炊き出しその他による食品の給与
  - イ 被服、寝具その他生活必需品の給与
  - ウ 応急仮設住宅の設置
  - エ 災害にかかった住宅の応急修理
  - オ 災害にかかった者の救出
  - カ 知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者に対する金銭の支給
  - キ ウ及びエの救助は、生活困窮者を対象として行う。
- (5) 救助の程度、方法及び期間は、条例施行規則第5条により定めるとおり。



(別 記)

豪雪対応における要配慮者の広域支援体制

